

新制國民教科書

新教授要目標準

文藝學博士 大瀨甚太郎 著

下卷

東京開成館

4a
301
昭12

40408

教科書文庫

4
302
~~301~~
41-1937
2000.0
71558

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak 2007 TM: Kodak



天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

各國務大臣副署

勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ

之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ

鑿ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是
レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日
進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心
惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永
ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切
ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承
ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス
有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ
所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト
俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

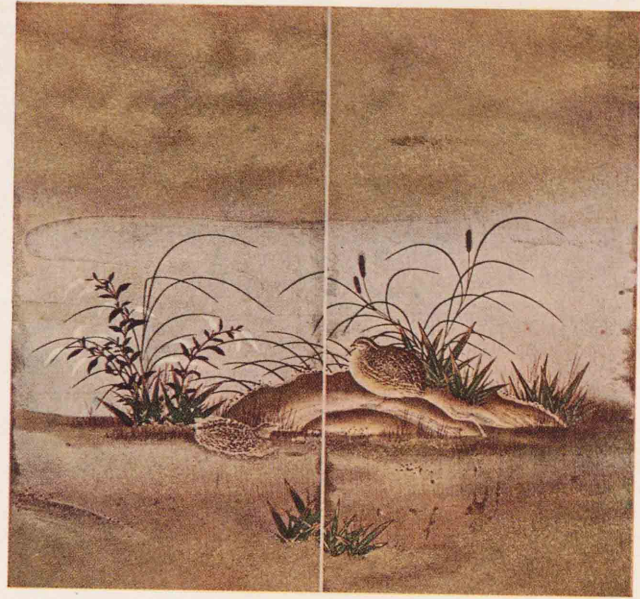
繪畫彫刻建築



法隆寺



中宮寺觀音像



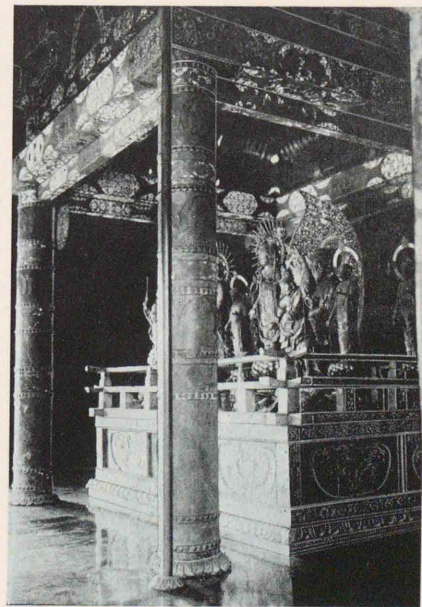
(筆起光佐土) 風屏圖鶉栗



高野山明王院不動明王圖



(筆琳光形尾風屏圖梅白)



中尊寺金色堂內陣

新制公民科教本 下卷

新制公民科教本 下卷

目次

第一章	國民生活……………	一
第一節	我が國民生活と國民性……………	一
第二節	國民保健……………	一〇
第三節	社會改善……………	一五
第二章	職業……………	二〇
第三章	國民經濟……………	二五
第一節	我が國民經濟……………	二五
第二節	生産と消費……………	三五
第三節	企業……………	四〇

目次

第四節	所得	五
第五節	經濟と道德	五
第四章	産業	五
第一節	我が國の産業	五
第二節	資源の開発と技術の進歩	六
第五章	流通	七
第一節	貨幣と物價	七
第二節	商業	七
第三節	金融	七
第四節	交通	七
第六章	財政	九
第一節	我が國の財政	九
第二節	豫算と決算	一〇

第三節	租税	一〇
第四節	官業及び公債	一三
第七章	海外發展	一四
第一節	我が國の貿易	一四
第二節	移植民と拓殖	一〇
第八章	國民文化	一七
第九章	國防と國交	一四
第一節	國防	一四
第二節	國交	一四
第十章	我が國の使命	一五

生活
相互依存
血族生活
物一人の我に非ず
経済生活の連鎖
共有生活の連鎖
精神生活
政治生活
第一章 國民生活

國民生活

新制公民科教本

下卷

文學博士 大瀬甚太郎著

第一章 國民生活

第一節 我が國民生活と國民性

我等には種々の生活がある。親子兄弟などの協同生活は家の生活であり、學友と共に修學習業するのが學校生活である。又學校を卒業して社會に出れば青年團にも關係し、神社の氏子にもなり、市町村公民となれば、地方の自治行政にも携はる。之が我等の郷土生活である。更に直接間接國の政治に參與すれば、之が我等の政治生活である。我等には、又日常の生計を立てる爲に財貨の獲

古代より國民生活

和の精神

飼育し給ふなど、特に農事に心を寄せ給ふのは、之亦皇祖皇宗の御旨を繼承し給ふものと拜察される。我が國民生活を通じて現れてゐるのは、和の精神である。前に述べた如く、我が國土も國民も神に依つて生み出された同胞の關係にあり、國家の成立が家族的であり、君臣の關係に父子の情があるのが我が國體の特質であるから、和の精神が國民生活の各方面に顯現するのは當然である。古、我が國名はやまとであつた。之に漢字の大和を當てはめた所以のものは、やまとの語意が和に相當してゐたからである。大和心、大和魂といへば、普通忠君愛國の獻身的精神を意味するが、之は溫和な愛の精神即ち和魂と、忠勇義烈な武の精神即ち荒魂わづらたまとから成るといはれる。そして、その武は和の爲の武であつて、破壊の爲の武ではない。活人の爲の武であつて、殺人の爲の武ではない。大和心の根柢はどこまでも大和にあるのである。

1. 精神
2. 牧畜時代
3. 農業時代
4. 封建時代
5. 武士時代
6. 産業時代
7. 信託時代

國民性

歐米のやうな個人主義の國に於ては、家に於ける夫婦の關係も、國家に於ける君民の關係も、社會に於ける國民相互の關係も皆對立關係になつてゐる。従つて、その間に和の精神が缺けてゐるから、鬭争が起り易い。歐米人は權利義務の觀念が發達してゐるといはれるが、之はこの對立相剋の關係を調和する爲に、各人の守るべき權利義務を定め、之に依ることになつてゐることから來てゐる。現今我が國でも、國民生活に種々の對立を來し、階級鬭争にも等しい紛議を見ることがあるが、之は西洋思想の影響に依るもので、我が國民生活本來の姿ではない。人の容貌が人毎に違つてゐるやうに、人の性質も人毎に違ふ。それが人の個性である。國民も亦同様で、自國民と他國民とを比較すれば、その性質に著しい相違が認められる。之は國民としての

意
情
智
個
通
性
同
性
回
性
質
程
度
用
性

國民性の發達

遺傳

依頼心の強いこと、輕率で熱し易く醒め易く、持久力の乏しいこと、科學的研究や、哲學宗教上の思索が不十分なこと、萬事が島國的に小規模で、雄大な氣魄に乏しいことなどがその著しいものである。凡そ國民性は遺傳に依ることが多く、祖孫相繼ぐ民族にあつては、その民族の存續する限り、それが無窮に傳はるものといふべきであるが、しかし固より一定不動のものではない。現在の我が國民性について見ても、必ずしも上代そのままといふ譯ではなく、光輝ある國史や傳統に依つて次第に涵養され、又氣候、風土、地勢など自然の環境、主要職業であつた農業及びその生活状態などの影響も少からずあり、なほ支那、朝鮮と交通するに及んでは、之等の國から傳來した政治、文學、道德、宗教などに影響されて、漸次發達したものである。されば、我等は我が國民性について更に反省し、長所は益之を維持發達せしめると同時に、短所は之を矯正することに努め

國史と傳統

環境

國民精神の作興

なければならぬ。

凡そ國民性は、國民生活の原動力となる點に於て、國民精神と呼んでもよい。國民精神を剛健にすることは國家の興隆する本であるから、之を涵養振作して國本を堅くしなければならぬ。畏くも明治天皇は教育に關する勅語を渙發し、後又戊申詔書を下し給うて、國民教育の神髓を示し給ひ、又國民精神の弛緩を戒め給うた。然るに、輓近學術が益、開け、人智が日に進むに拘らず、浮華放縱の習が萌し、輕佻詭激の風も亦生じて來た。之は要するに國民精神の弛緩に依るものであつて、甚だ遺憾なことである。曩に大正天皇は深く宸襟を惱まし給ひ、大正十二年十一月十日を以て畏くも國民精神作興に關する詔書を渙發し給うた。我等は重ね々、優渥な大詔を拜し、恐懼に堪へない所である。我等はよく之を服膺し、聖旨に副ひ奉るやうに努めなければならぬ。

國民精神作興に關する詔書

國民保健

第二節 國民保健

國家の隆昌は國民の活動に依り、國民の活動は國民精神の剛健と共に、國民體力の向上に依ることが多い。されば國民保健の如何は、ひとり一身一家の休戚に關するばかりでなく、國家の隆替に關する重大な問題である。

今我が國民の保健状態を見るに、出生率の高いことに於ては、列國にその比を見ない。即ち昭和十年には、人口千に付三一・六を示し、之を歐米諸國に比して、著しい高率を示してゐる。然るに他方、國民保健の尺度たる死亡率は如何にといふに、之も亦頗る高率を示し、最近に於て稀な低率の年といはれる昭和十年に於てさへ、人口千に付一六・八である。之を歐米諸國と比較するに、又著しい高率である。たゞ出生率が非常に高い爲に、死亡率の大なるにも拘らず、なほ人口増加率の高いのは、意を強うするに足るものがある。

○列國の出生率
千人に付

英	一五・三
米	一六・六
獨	一八・〇
佛	二五・三
伊	三三・二

○列國の死亡率
千人に付

英	三〇・〇
米	二〇・七
獨	二〇・九
佛	一五・一
伊	一三・八

○國民の平均年齢

英	五五・六
女	五三・三
男	五五・五
獨	五三・六
女	五二・九
男	五三・二
佛	五三・八
女	五二・〇
男	五三・〇

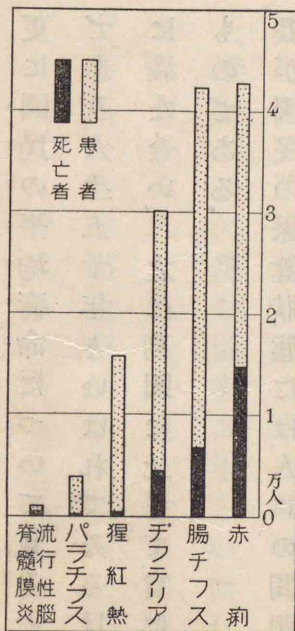
○壯丁丙・丁種の率
千人に付

大正末期	二五
昭和平均	三三
最近	四〇・一

更に國民の平均壽命について見るに、我が國は男四四・八、女四六・五であり、人生五十年といはれてゐるけれども、男女共に平均五十年に満たない。之は列國に比して、實に十年内外の短命を明示するものである。

我が國民の保健状態には、人口の問題ばかりでなく、體質に關する問題に於ても、頗る憂慮すべきことがある。學校に於ける兒童生徒の身體検査の成績や、陸海軍の壯丁検査の成績に徴するに、身長及び體重は年々幾分の増加の傾向を有するけれども、胸圍の發達が之に伴はない。殊に最近は、筋骨薄弱者が壯丁千人に付毎年十人の割合で増加するといはれ、その爲に甲種乙種の合格者が漸減して、丙種丁種が漸増する傾向がある。之は國防の上からいふも、産業經濟の見地から見ると、輕々に看過することの出來ない大問題である。

○結核に依る死亡率
 一萬人に付
 日本 一九一
 英 七二
 獨 七二
 米 五七



の傳染病であるが、多く働盛りの青壯年を犯して亡國病といはれる肺結核は、歐米諸國では非常に減少しつつあるにも拘らず、我

我が國民は元來清潔を好み、衛生のことにも注意しないのではな
 いが、公德心に乏しく、従つて國民保健に至大の關係を有する公衆
 衛生に大きな缺陷がある。例へば、道路に物を捨て、河川に汚物、塵
 芥を流し、所かまはずに痰唾を吐くなどの非衛生のことが、今もな
 ほ平氣で行はれてゐる。又都市にして、上水、下水の設備の不十分
 な所がある。或は不良の水を使用し、不潔な河水で食品、食器を洗
 ひ、未腐熟の糞尿を肥料として、田畑に施すなどのことも、決して少
 くはない。その爲に、恐るべき急性傳染病が屢流行する。又慢性

保健上の施設

が國の罹病者は概算百數十萬人に及び、死亡者が年々十二三萬人
 にも上つてゐる。又トラホーム患者は全國で七百萬人と稱へら
 れ、殊に蛔蟲、十二指腸蟲などの被寄生者は、住民の七八割にも上る
 町村が稀でない。

政府は之等の事態に鑑みて、公衆衛生に關し、種々の施設をしてゐ
 る。例へば、傳染病結核、トラホームなどの豫防に關する法令を制
 定し、學校、劇場、旅館、その他、人の多く集合する場所には痰壺を備へ
 つけさせ、接客業者には消毒の施設を命じ、學校には定期に身體檢
 査を行はせ、又市町村には傳染病院、隔離病室などを建設させて、傳
 染病患者を收容し、交通遮斷、隔離検査、豫防注射など、豫防上必要な
 各種の方法を實施し、又癩患者は一定の個所に療養所を設けて收
 容してゐる。なほ公衆衛生に關する機關としては、内務省には衛
 生局、道府縣にはその課、市町村には衛生組合を設けて、之に當らせ

國民體位低下
の原因

中國民族

てゐる。

一體近年我が國民の體位が年々低下するのは何故であらうか。その原因は複雑多岐であるが、(一)人口の増加に伴つて、農村の青少年が年々多數都會に流出し、以前は國民總數の六七割以上を占めてゐた農民の數が今は半ば以下に降つたこと、(二)工場の地方分散主義に依り、現今は都鄙到る處に大工場が設置され、働盛りの男女青年をこゝに吸収すること、(三)生活困難の爲に、榮養上十分な食物が攝取されないこと、(四)運動不足、日光不足の者が多いこと、(五)勞働が烈しく、勤務時間が長く、青年の負擔が過重なこと、(六)勉學又は享樂の爲に夜更かしをなし、安息睡眠など、休養時間の乏しいことなどが、その主な原因かと思はれる。

この缺陷を補ひ、進んで體位の向上を圖る爲には、官民一致、根本的對策の樹立を必要とするけれども、差當り出來得ることとしては

國民體位向上
の方策

○文部省の管理に關する體育審議の機關に體育研究所・體育運動審議會がある。

健康は活動の源泉

武道及び運動競技の施設を完備し、之が指導獎勵統制を行ふこと、その他ラヂオ體操遠足登山キャンプ生活林間學校學校給食などを行ふことが數へられるが、之等は何れもその效が少くないであらう。

現今學校體育に關する機關として、文部省に體育課があり、道府縣には大抵體育主事があり、又公私の體育協會などがあるが、國民體育や保健衛生に關しては、内務省衛生局などが之に當つてゐる。

いふまでもなく、健康は人間活動の源泉である。我等は國家の指導獎勵を俟つまでもなく、自分の體質體力や、その環境及び職業の種類などを考慮して、自分に最も適する生活をなし、身體の發達と健康の保全とを心掛けなければならぬ。

第三節 社會改善

我が國人口増加の實際を見るに、昭和五年十月一日の内地人口は

人口問題

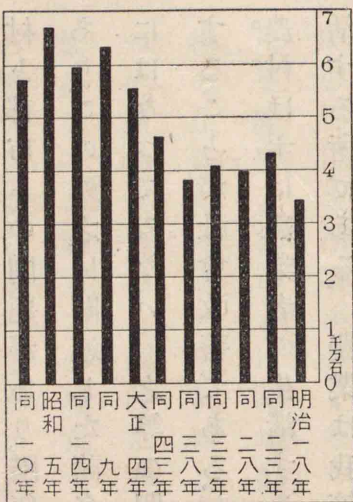
六千四百四十五萬餘人であつたのが、昭和十年十月一日には六千九百二十五萬餘人となつてゐるから、五年間に約四百八十萬人、毎年平均約九十六萬人を増加したことになる。又内地の人口の密度は、一方料につき約百七十八人に當り、人口の稠密なことは白耳義和蘭英吉利に次いで、世界第四位に位する。しかも之等の國と違ひ、我が國は山がちであるから、居住に適する平地に對する割合からいへば、我が國の方が遙に密度が高いのである。人口が多く、又その増加率の高いことは、國力發展の一象徴として慶賀すべきことであるが、一面から考察すれば、勢ひ生存競争を激烈ならしめ、そこに生活の困難を招き、延いて種々の社會問題を惹起するやうになる。我が人口問題は重大な國家問題で、その解決は容易の業ではないが、要するに一方に於ては國內資源を開發し、各種産業を發達せしめて、各、その職を得しめるの方策を立て、他方に於ては開

密地
開拓
糧食

拓の餘地多き外地を益、開拓すると同時に、海外發展の策を講ずるより外はない。

食糧問題

○下圖は米の生産額累年比較である。



人口問題に附隨した問題に食糧問題がある。英人マルサスはその著人口論に於て、人口は等比級數的に増加するが、食糧は等差級數的に増加するに過ぎないとし、之に對する方策を論じた。しかし、我が國に於て、明治維新以後の情況を察するに、人口と食糧とは略、均衡を保ち、年の豊凶に依つて或は不足を來し、或は過剰を生ずる状態である。但し、食糧殊に米は他の財貨と異なり、需要に伸縮力が乏しく、従つてその価格は主として供給のみに依つて左右されるから、僅少の過不足もその価格を暴騰暴落せしめて、或は一般國民の生活を脅

國民元氣の源泉

身體も健康で、長壽を保ち、人の出生率も高く、職業の感化に依つてその性質も醇朴で、剛毅忍耐着實、質素節儉などの諸徳を具へ、國民元氣の源泉と稱せられる。之に反して、都市に住んで商工業に従事する者は、汚れた空氣のうちに働きながら、日光に浴することも少く、しかも分業による偏した労働、機械の運轉に伴ふ無趣味の強制労働が多い爲に、身體の發育を害し、疾病に罹る者が少くない。壯丁検査の成績の不良なこと、人の死亡率、殊に幼兒死亡率の高いことなど、都市が農村に比して不健全地である標徴である。そして、都市の膨脹發達は農村からの來住者に俟つ所が多く、又保守的で文化に後れがちな農村は、進取的で文化の進んだ都市から開發される所が多い。この點からも、農村と都市とは相互依存の關係にある。

農民及び中小

然るに近時農村は、(一)その生業たる農業が資本主義の經濟や近代

商工業者の地位

科學の恩恵に均霑することが少いこと、(二)屢風水害、病蟲害、冷害、旱害などの災厄に遭ふこと、(三)他の貨物の割合に農産物の市價が低いこと、(四)租税公課が都市に比べて割高なことなどの爲に、その經濟は非常な不振に陥つた。之が對策として、農村の工業化が企てられ、産業組合を組織して、原料品及び生産品の購買、販賣などを自らの手で行ふやうになり、國家も亦之に對應して種々の農業政策を實行することとなつた。一方都市に於ても、中小の商工業者は大百貨店などの大資本家から壓迫されるばかりでなく、又農村に我が仕事の範圍を侵蝕されて困難な立場に陥り、こゝに農村都市の相剋を生じて來た。しかし、農村と都市とは本來相互依存の關係でなければならぬものであり、都鄙一體となつて國民經濟を立ててゐるのであるから、徒に利己的の主張のみをすることなく、兩者互にその限度を守り、共に進展して已まないやう努めなけ

1. 自由主義
2. 私有財産制後

社會問題の解決策

規模經營である爲に、總收入が少く、しかもその中、四五割は小作料として地主に支拂はなければならぬから、その生活の困難なことは言ふを俟たない。そこで、小作人は多數團結して小作料の減額、小作權の承認などを地主に要求し、地主が之に應じなければ、不納同盟、不耕同盟などの手段に出る。地主は又收穫物差押耕地返還立入禁止などに依つて之に對抗し、遂に相互の不利と社會の公安を害すること、労働爭議にも劣らないのである。この外、労働者の失業問題、知識階級の就職難問題、一般防貧救貧の問題など、所謂社會問題の甚だ多いのは憂ふべきことである。

現代社會には、何故か、る社會問題が発生するかといふに、それはその關係當事者の個人的理由に依ることもあるが、その根本原因は、私有財産制の下に於て、原則として營業の自由、契約の自由、競争の自由を認める資本主義經濟に附隨する缺陷に基くものといは

社會政策

社會改革
新進的改善
現行制の維持
合法的手段

なければならぬ。しかし、その爲に私有財産制や資本主義經濟組織その物を改革すべしといふ者があるならば、それは甚だしい誤謬で、角を矯めて牛を殺すの類である。現代は複雑微妙であり、その弊を見るに急にして、その利を忘れるが如きは、心ある者の與みしない所である。況んやかやうな改革は一步を誤る時は、累を光輝ある我が國體にも及ぼす虞がある。従つて、この種の思想と運動とは嚴に之を取締らなければならぬので、先年治安維持法が制定された。

右に述べたやうな懸念なくして、社會問題を解決しようとするれば、社會政策を實行するより外はない。社會政策とは、國家及び公共團體が社會の現状を急に變革することなく、法律制度の制定又は改正に依り、合法的に次第に社會の缺陷を矯正しようといふのである。即ち、(一)國民生活の圓滿を圖る爲になるべく社會各層の相

社會事業

剋を防ぐこと、(二)經濟的弱者たる労働者小作人などを保護し、その生活の安定を圖ること、(三)獨占事業となるべき企業は官營若しくは公營とするか、又は之を統制すること、(四)教育の普及と機會均等とを圖り、貧富を論ぜず、天賦の才能を發揮せしめること、(五)國家の法令制度は社會正義に依り、富の公平な分配を旨とし、貧富の懸隔を少くすること、(六)社會の落伍者たる幼老病者貧困者などを保護救濟することなどは、社會政策の大綱である。

我が國でも、之まで種々の社會政策を實行して來た。例へば、労働問題解決の爲に工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、健康保健法、労働爭議調停法などを制定し、失業問題解決の爲に職業紹介所を設け、時局匡救事業を起し、農村問題解決の爲に小自作農の地租を免除し、米穀統制法、米穀自治管理法を制定して米價の安定を圖り、低利資金を融通して自作農の維持創設に努め、又小作

社會事業

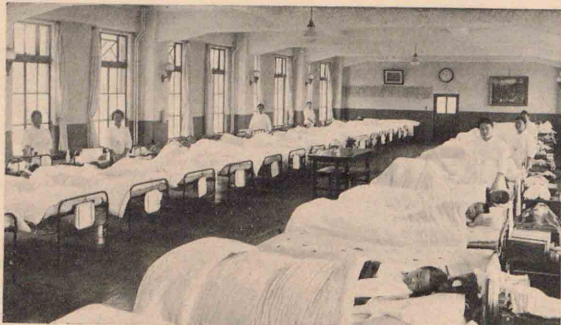
爭議調停法を制定した。所得稅相續稅に免稅點を設けると同時に、累進課稅を行ひ、下層民に負擔の多い通行稅賣藥稅を撤廢したることなども、社會政策の現れである。

更に社會の病弊に對し、具體的に個々の施設保護をなすことは社會政策の實行と相俟つて極めて大切なことである。之を社會事業といふ。社會事業は頗る多種に上つてゐる。

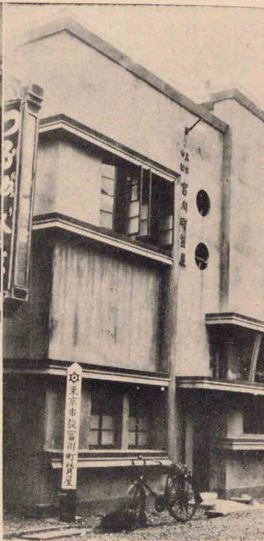
社會事業

- 防貧・救貧事業……〔授産場・職業指導場・職業紹介所の施設、方面委員・救貧委員に依つて行はれる救濟事業、罹災救助基金支出、低利資金貸出、負債整理に關する施設など〕
- 保健・衛生事業……〔慈善病院・無料又は實費診療所、巡回診療所・癩療養所・公設浴場・營養食配給所・小遊動場・小公園の施設など〕
- 福利事業……〔公營住宅・公營宿泊所・公設市場・公設食堂・公益質屋・簡易生命保險など〕
- 教化事業……〔圖書館・巡回文庫・講習會・教育映畫・男女青年團の施設など〕
- 感化事業……〔少年審判所・矯正院・少年教護院・釋放者保護の施設など〕
- 兒童保護事業……〔孤兒院・託兒所・學校給食・學校用品給與の施設〕
- 婦人保護事業……〔身上相談所・公設婚姻媒介所・公設産婆の施設〕

社 會 事 業



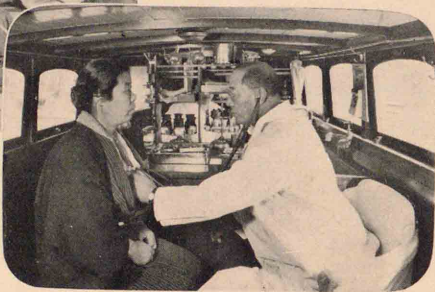
市 設 病 院



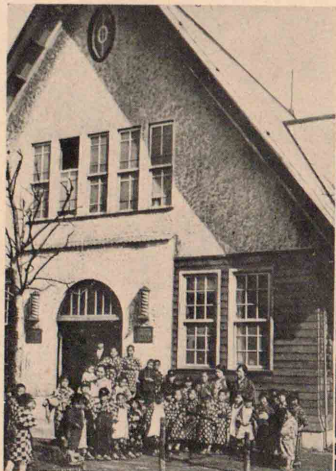
市 設 質 屋



養 老 院 (室 內 作 業)



水 上 方 面 船



託 兒 所



授 産 場

國民生活安定の問題は、中々容易なことでない。國家及び公共團體は、當局者として之に關する種々の施設をなすけれども、一般國民も之に協力し、住みよい社會の建設に努力しなければならぬ。元來地主と小作人、資本家と労働者などは相互依存の關係にあるものであるから、互に萬民協和共存共榮の精神を以て臨むならば、如何なる小作問題も労働問題もおのづから解決するはずである。我が國には古來家族制度や隣保相助の美風があつた。親類縁者、がその責任を盡し、隣保朋友互に扶け合ふならば、貧困者、幼老、病弱者がさう多く出るはずがない。近來物質文明が發達し、唯物思想が浸潤し、傍若無人の利己的行動をする者が多くなつた爲に、人心が荒んで來て紛議鬭争を起し、國民生活が不安になつて來た。今や時局は重大で、内には財政經濟の困難があり、國民生活の不安があり、外には國際協調が保ちがたくならうとしてゐる。兄弟牆

労働問題
手工業者
親類縁者
資本主義
競争自由
大衆
活潑
他人決定
弱者
社会階級
国定化

に闕げば、外侮を受ける道理であるから、官民一致協力して時難に當らなければならぬが、それには先づ國民生活を改善して、その生活の安定を圖ることが肝要である。

第二章 職業

人は何人も一定の職業に従事しなければならぬ。それは収入を得、自家の生活を立てる爲ばかりでなく、國民生活を營む國家の一員として、その職責を完うする爲である。若し職業を以て單に自家生活の手段とのみ考へるならば、生活に不自由のない財産所得のある者は、無職で遊んでゐても差支ないとの結論が生れて來る。凡そ國家を隆昌にし、國民文化を發達させることは、國民たる者の連帶責任である。そして、その責任を盡すの道は、我等各自がそれぞれ一定の職業に従事し、その職業を勵むことに存する。例へば、

分業と職分

農家が米を作るのは、之に依つて自己の生活を立てる爲であるが、同時に人に食糧を供給して國家に貢獻する所以である。官吏が政務にたづさはるのも、醫者が治療に従事するのも、畫家が繪を畫くのも、學者が研究に没頭するのも、皆同じ道理である。文化の發達しない未開の時代には、人は自分の要する物は何かも自分で作つて、その用を辨じてゐた。しかし、人智が進み、欲望が増して來ると、かやうな簡易な低い生活には満足が出來なくなつて、遂には自分の作つた物と、人の作つた物とを交換して需要を充たすやうになり、その交換が自由に行はれるやうになると、自分の要する物も自分で作らなくとも差支なくなるから、人は各、自分の適する職業に従事するやうになつて、幾多の職業が分れて來る。現代の社會は實に分業の社會である。試に見よ。我等は農家の作つた米を食べ、洋服屋の仕立てた洋服を着、自轉車や國營の汽車

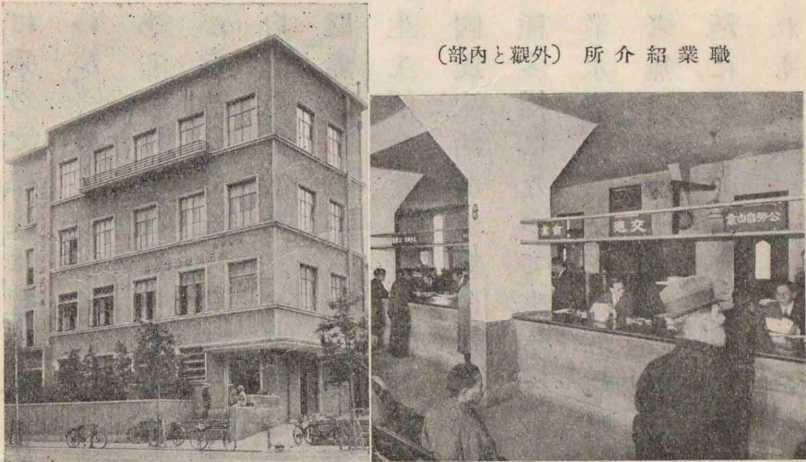
職業の種類

に乗つて學校に通學し、多數の先生から學問を學んでゐるではないか。分業の社會が如何に我等に幸福を齎らすかが窺はれるであらう。されば、我等もその分業の一部を擔當して社會に盡すのが當然である。我等が職業に従事することは、國家社會に貢獻し自己の生活を支へ、又自己の人格を完成することにもなる。若し財産があるからとて、無爲無職、安逸にして徒食する輩は、社會に寄生生活をなす者で、我等の斷じて與みしない所である。國民生活が複雑になり、分業が盛になるに伴つて、職業の種類は多種多様になつて來る。我が國の國勢調査では、職業を大別して農業、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務、自由業、家事、使用者、その他、有業者、無職業の十種に大別してゐる。如何なる職業でも、苟も國民生活に必要であり、従つてその向上發展に資するものである以上、何れも國家に必要なものであるから、その間に少しも貴賤の別はな

職業の種類

職業の選擇

職業紹介所(外観と内部分)



いのである。昔は家柄に依つて職業が定まり、祖孫相繼ぐのを例とした。然るに、現今は原則として職業選擇の自由が與へられ、公安を害せず、善良の風俗を害しない限り、如何なる職業に従事しても差支ない。そこで、職業の選擇は青少年にとつて重大な問題となつた。現今各地に公益を目的とする職業紹介所が設置され、職業紹介事業を行つてゐるが、之は求職者と求人者との媒介をなし、労働の需要供給を圓滑にする爲である。

三標準

職業の選擇に關して、次のやうな三つの標準がある。

(一) 世襲主義。父祖の家業を襲ぐをいひ、最も普通で、又安全な方法である。蓋し、父祖の家業を襲げば、父祖の使つた建物、器具、機械はそのまゝ承け繼ぐことの出来る便があるばかりでなく、營業に大切な信用をも承け繼ぐことが出来る。加ふるに、幼少の時から家業を見習つてをり、その業務に關し、既に相當な知識、經驗及び熟練を得てゐるから、初めて新しい職業に就いた者に比すれば、成功し易い道理である。されば、少くとも家督相續人たるべき者は、職業世襲を本體となすべきである。

(二) 適材適所主義。自己の性能に最も適した職業を選擇すること、職業選擇上最も肝要である。しかし、果して如何なる職業が自己の性能に適するかを判定することは、實は容易でない。故に、父兄や師長の意見を聞き、自己の性能、特長、體力、境遇などを考慮して、慎

重に之を定めなければならぬ。

(三) 需。要。主。義。 社會の需要を慮つて、職業を選定することをいふ。父祖の家業を襲がうとしても、法令上の制限、時勢の變遷に依つて、世襲し難い場合もある。自己の性能に適する職業でも、社會に需要がなければ、それで生活を立てることが出来ない。故に、社會の需要を考へて職業を選択することも亦已むを得ないが、しかし御都合主義に墮することのないやうに注意しなければならぬ。さて職業が一旦定まつた上は、輕々しく轉職することなく、忠實に働かなければならぬ。同じく働くにしても、働き方には種々ある。命ぜられるまゝに、いや／＼働く者がある。かやうな者は、命ぜられなければ働かない。監督者がゐなければ働かない。又食ふ爲に働く者がある。かやうな者は、働かなくとも食へるやうになれば、働かなくなる。人は自己の職業を通じて、國家に貢獻するので

勤勞

創造

ある。働くことが人間の天職であるといふ人生觀の下に働く者がある。かやうな者は、人から指圖されなくとも働き、監督者がゐなくとも働き、事業に成功すればするほど働く。働くことそれ自身が愉快であり、終日働いても疲勞を感ずることも少く、従つて仕事の成績も舉るものである。勤勞と相俟つて肝要なものは創造である。たゞ働くだけで、研究がなければ、創造は生れない。研究は創造の母であり、創造に依つて文化は進展する。世の中は一刻も靜止することなく、常に進歩して已まないものであるから、若し同じ事を繰返してゐるだけならば、それは退歩を意味する。故に、我等は何事をなす場合にも、ただうか／＼と器械的に働くことなく、創意創造を目ざして工夫研究を怠つてはならぬ。

第三章 國民經濟

第一節 我が國民經濟

經濟

人が生活する爲に財貨を獲得しようとする一聯の活動を經濟といふ。人が經濟を營む動機は種々あるが、その根本的なものは、自己の生命を維持することである。太古未開の時代に於て、人は此の動機のみで經濟を行つたといつてもよい。しかし、現代に於ては、我等はたゞ生きる爲ばかりでなく、進んで生活を豊富にし、文化的にし、そして國民生活を全うする爲に、財貨を獲得しようとする傾向になつて來た。従つて、經濟は財産の増殖を目的として營まれることが多くなり、遂に經濟と營利的行爲とが同一視されるやうな状態になつた。

我が國民經濟

我が國は封建時代の昔に於ては、國民の大多數は農業に従事して

經濟の要件

概ね自給自足の生活を營み、その經濟は家本位の個人經濟であつた。勿論この時代にも、大小の都市があり、農業以外にも多數の生業があつて、互に依存關係を結び、一の綜合經濟を立ててゐたに相違ないが、その頃は交通は極めて不便であり、境を異にすれば領主が違ひ、貨幣制度も異なるから、交換賣買の範圍はおのづから小地域に限られてゐた。然るに、今日は交通は至便になり、同一の貨幣制度、産業政策の下に、都市と農村とを問はず、農業と商工業とを論ぜず、全國を通じ、國民が一體となつて生産、交換、消費するやうになつた。それが我が國民經濟の實際なのである。故に、國民が人は經濟を行ふ主體であり、經濟の第一要件である。故に、國民が優れた國民性を有し、誠實に働き、勤儉に身を持ち、一致協力して事に當るならば、國民經濟の發達は期して待つことが出来る。第二の經濟要件は自然である。自然は經濟の主體たる人類の住

國家の經濟的地位及び任務

世界經濟

所であり、經濟活動の目的たる財貨や生産動力(石炭・石油・水力・電力など)の供給の源であるから、土地が廣く、好地位を占め、各種の資源に富み、氣候の良い處には、經濟が発達するのは、勿論である。

國家は國民經濟發達上、極めて重要な地位を占めてゐる。蓋し國家の安寧秩序が保持されなければ、我等は經濟生活を營むことが出來ない。又政府は各種の産業を保護・奨励し、財産の私有、財産相續、自由契約などに關する法律・制度を制定し、或は租稅・公課を徴收するなど、國民經濟に絶大な關係がある。

世界經濟は國際間に於て有無相通ずる經濟であつて、通商貿易といふ形で行はれる。されば、世界經濟は見方に依つては平和の戰爭であるから、我等は常に一致協力して國民經濟の充實を圖り、この平和の世界戰爭にも後れを取つてはならない。

第二節 生産と消費

生産

生産の要素

土地

我等の經濟生活は先づ生産から始まる。しかし、我等には一物をも創造する能力はない。鑛業者は自然にある鑛物を掘出し、漁業者は自然にある魚類を捕獲して、我等の用に供し、農業者は土地を耕し、種を播き、種々の手入をして作物の生長を助け、之を收穫して人の需要に供し、又工業者は農鑛業者が生産した物に加工し、以前の物より效用の多い物を作つたまでである。故に、經濟學上、生産とは新に財貨の價値を作り出すことと、既成の財貨に加工して價値を増加することとをいふ。商業及び交通業は財貨を流通移轉せしめるだけであるが、之に依つて財貨の價値を増加させるのであるから、生産業といふを妨げない。

如何なる生産にもなくてならないものは、自然勞力資本の三つであつて、之を生産の三要素といふ。土地は人力で増加す

1. 生産力/場所
 2. 生産力/土地
 3. 生産力/労働者
 4. 生産力/資本
 5. 生産力/技術
 6. 生産力/教育
 7. 生産力/健康
 8. 生産力/協力

1. 協力と分業
 2. 協力と分業
 3. 協力と分業
 4. 協力と分業
 5. 協力と分業
 6. 協力と分業
 7. 協力と分業
 8. 協力と分業

ることも移轉することも出来ず、その生産力は無限に持続するのが特徴である。しかし、その生産力には一定の制限があり、或程度を超せば、労力や資本を増加しても、生産はその割合には増加しない。之を土地の報酬漸減の法則と稱する。故に、土地を集約的に利用することは望ましいことであるが、この程度にはおのづから限度がある。

労力とは、生産を目的とする人の働をいふ。労力の効果は、勞務者の身體・知徳性能に依つて違ひ、又、勞力の利用法に依つて異なるから、仕事の能率を擧げる爲には、教育に依つて勞務者の身體・知徳性能の向上を圖ると同時に、勞力の利用法を講究して、その効果を増大することが肝要である。

労力の利用法に依つて効果の増大する例に、協力と分業とがある。協力とは、仕事の完成の爲に人々が力を協せることをいひ、分業とは、

は、一つの仕事を幾つかの部分に分け、各別の人に之を行はしめることをいふ。協力と分業とは見方に依つては同じであるともいへる。分業が仕事の能率を高めることの顯著なのは、經濟學の鼻祖アダム・スミスが十八世紀の昔に夙に唱道した所で、現今は諸種の産業に分業の制度が採用されるに至つた。

分業を行つて仕事の能率の擧がるのは、次の理由に依る。

- (一) 毎日同じ作業を繰返して行ふから、その作業によく熟練する。
- (二) 作業が簡單になるから、能率の高い器械が次々に發見される。
- (三) 作業が簡易になるから、之を練習することが容易になり、従つて誰でも早く一人前の労働者になれる。
- (四) 男女老幼が各々自己に適する作業に就くことが出来る。
- (五) 作業や場所を替へる爲の無駄の時間を省くことが出来る。

資本

資本とは、人の生産にかゝる有形の財貨で、將來生産又は營利の目

的に供せられるものをいふ。今日の經濟組織では、如何なる産業にも資本が最も重要な役割を演ずるもので、事業の成否は、一に資本の多少に依つて決定されるといふほどである。資本には固定資本と流動資本との別がある。固定資本は建物器械・家畜果樹のやうなもので、之を使用しても消費することが遅緩であるから、反復して永く使用することが出来るが、流動資本は商品・工業原料・種子・肥料・貨幣のやうなもので、一回使用すれば全部消費し、再び使用することが出来ない。何れの産業でも、この二種の資本を要するが、その割合は産業の種類に依つて一様でない。例へば、交通業の資本は主に固定資本であるが、商業の資本は主に流動資本であるといつてよい。但し、何業でも兩種の資本の割合は之を適當にし、決して無駄のないやうに之を活用しなければならぬ。

消費は生産の反對で、財貨の價値を消滅し、又は減少することである。

消費

る。消費には生産的消費と不生産的消費との別がある。生産的消費とは、一の財貨を造る爲に他の財貨を消費するをいひ、絲を造る爲に綿を消費し、汽車を動かす爲に石炭を消費するが如きがその例である。不生産的消費とは、直接人の欲望を充たす爲に財貨を消費するをいひ、我等が衣食住の爲に物を消費するが如きは、此の例である。前にも述べたやうに、我等の經濟的活動の根本は人の欲望を充たすことであり、財貨の生産は之を消費する爲である。なほ普通に消費といふのは、不生産的消費を意味するが、之は個人經濟上及び國民經濟上甚だ重要なものである。

消費は又公的消費と私的消費とに分けられる。公的消費とは國家及び公共團體の消費をいひ、私的消費とは個人及び會社組合など私法人の消費をいふ。國家は最大の消費者であるから、國家財政の膨脹緊縮は直ちに國民經濟に大なる影響を及ぼすものである。

奢
吝

消費について、奢侈節儉吝嗇のあることを知らなければならぬ。消費は所得の範囲内で行ふのを本則とし、節儉して多少の蓄財を行ふべきものなること、従つて財貨を消費するには、經濟原則に依つて物を有効に使用すべきことなど既に上巻生計の項に述べた通りである。奢侈とは必要以上の消費をなすことをいひ、吝嗇とはその正反對をいふのである。されば、所得の多い資産家が金時計を所持しても奢侈とはいはれないが、所得の少い者が所持すれば、それは明かに奢侈である。奢侈は流行となつて、一般社會を風靡する傾向がある。奢侈の流行は、一時的に産業の發達を促し、好景氣を將來することがあるけれども、奢侈的生活は元來永續出來ないものであり、且それは贅澤品の輸入を増加するから、個人經濟を破滅に導き、延いては國民經濟に悪影響を及ぼすものである。故に、所得の多い者も、濫に豪奢の生活をなすことは慎まなければ

産業政策

ならぬ。

又産業に關する國家の政策は、生産の保護獎勵に關するものが多く、財貨の消費に關しては、原則として消費の自由を認めてゐるが、時に之を促進し又は制限することがある。國民生活の存続と發展とを確保するには、國民の消費生活にも干渉する必要があるからである。消費を促進する例としては、或貨物の生産又は輸入を獎勵することがあり、又公定價格を制定することがある。次に消費を制限する例としては、或財貨の輸入を制限又は禁止するが如き、或財貨に對して高關稅や消費稅を課するが如きは、之である。

第三節 企業

生産の三要素を適當に組合せ、自己の責任に於て、永續的に生産事業を營むことを企業といふ。企業者は必ずしも生産要素を自ら所有する必要なく、自己の信用に依つて他から融通して使用する

企業

個人企業
共同企業

ことが出来る。今日のやうに、産業組織の複雑な時代には、資本家地主労働者の外に、企業者なる者が必要になつて來た。蓋し企業には、それに關する知識、經驗を有し、人を指揮監督する才幹を具へ、相當の商才がなければならぬが、資本家地主は必ずしも之等の知識、才能を具へてゐる者でないからである。個人企業に於ては、企業には個人企業と共同企業の別がある。個人企業に於ては、企業に依つて生ずる損益は全く自己一身に歸屬する爲に、熱心誠實に勉勵し、事を處理するにも、他人の掣肘を受けることなく、機敏に立廻り、商機を逸することなく、利益があれば、直ちに資本に繰入れ、て活用するから、事業は忽ち發展して、早く成功が見られる。しかし、その半面には、短所のあることを免れない。個人企業では、事業の成否は企業者一人の信用、技術にかゝつてゐるから、その者の身上に變動が起つたときは、忽ち事業に大影響を及ぼす虞がある。

資本主義經濟
組織

會社

○無限責任とは
會社が負債を
辨濟すること

又個人の財産能力には限りがあるから、大企業を行ふことは容易でない。

共同企業に於ては、企業に依つて生ずる損益は、出資額に應じて分配するのを原則とし、その長短は個人企業のそれと正反對である。しかし、今日の經濟組織は資本主義と稱し、大資本を運用して大量生産を行ひ、生産費を引下げて製品を安價に販賣して、販路の擴張に努めるのであるから、小資本に依る個人企業は之に對抗することが困難になつた。されば、個人企業を改めて共同企業とし、小なる共同企業を合同して大なる共同企業とするのが、近時の趨勢である。

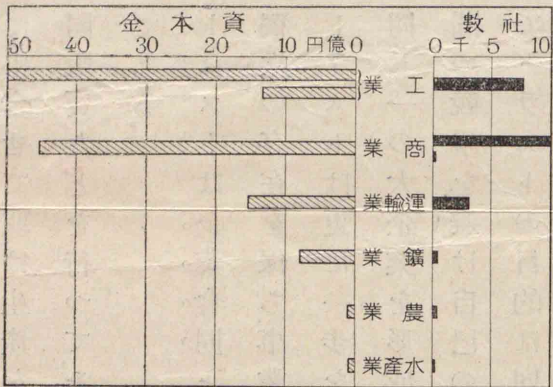
商工業の共同企業は會社組織に依るものが多い。商法に依れば、會社には次の四種がある。
(一) 合名會社、二人以上の無限責任社員から成立つ會社であつ

の出来ない場
合には、自己
の全財産を以
てその責に任
ずることをい
ふ。
○合名會社は普
通家族・親族・
知己のやうな
小範圍内の者
が集つて設立
する。
○有限責任とは
會社が負債を
辨償すること
の出来ない場
合にも、自己
の出資高以上
には責を負は
ないことをい
ふ。

て、確實な事業を行ふに適する。
(二)合資會社。無限責任社員と有限責任社員とから成立つ會社であつて、無限責任社員が業務執行の衝に當り、純益があれば有限責任社員にも配當する。有限責任社員が自己の持分を他人に譲渡するには、無限責任社員の承諾を得るを要する。
(三)株式會社。七人以上の株主から成立つ會社であつて、その資本は之を均分して株式とし、之を所有する者を株主といふ。一株主の所有する株式の數には制限がなく、之を譲渡することも自由であり、その責任は有限である。
(四)株式合資會社。無限責任社員と株主とから成立つ會社で、合資會社と株式會社との長所を採つたものである。
株式會社を設立するには七人以上の者が發起人となり、定款を作り、之に依つて株式の引受及び拂込(少くとも四分の一)を行ひ、創立總會を開いて定款を確定

企業の結合

○下圖は株式會社統計を示す
(昭和九年末)



カルテル

し、役員を選舉し、裁判所で設立の登記を行ふのである。株式會社の議決機關は株主總會、執行機關は取締役、監査機關は監査役である。なほ株式會社は資本に重きを置き、何人が株主となつても差支がないから、大資本を集めるのに便利であり、従つて大事業を經營するに適する。

企業の利益を確保する爲に、カルテル・トラスト・コンツェルンのやうな企業の結合が行はれる。個人企業から共同企業へ、小企業から大企業へと進んで行くのが現今の趨勢であるが、之が爲に同業者間の競争は益、激烈を加へ、結局共倒れになる虞があるから、こゝに企業の結合の必要が生じた。カルテルは企業聯合ともいふ。その目的は同業者間で濫に競争することを避け、互

トラスト

○亞米利加製鋼會社は七百八十五の鐵山・鐵道・製鐵などの會社を合同した大トラストの適例である。
コンツェルン

に申合せて、或は生産を制限し、或は價格を協定し、或は共同購入共同販賣などを行つて、そして企業者相互の利益を圖らうとするのである。
ト。ラ。ス。ト。は。企。業。合。同。と。い。ふ。カルテルは各企業者がそれぞれ獨立の存在を保ち、事業の一部のみを聯合して行ふに過ぎないが、トラストは更に一步を進め、各企業者はその存在を失つて全く合同し、一の大企業を形成するのである。カルテルの目的が同業者間の競争を避け、自己の利益を擁護するといふ消極的なのに反して、トラストの目的は同種又は同系統の企業を合同して一企業の統制下に置き、以て市場を獨占して巨利を獲得しようとする積極的なものである。
コンツェルンも企業の結合の一方法である。之には種々あるが、その一例を挙げれば、一の主腦會社があつて、他の會社に對し、或は

總生産 = 消費資本 + 地代 + 賃銀 + 利子 + 利潤
純生産 = 總生産 - 消費資本
純利潤 = 純生産 - (地代 + 利子)

所得の分配

資本を貸付け、或はその株式を所有する。それで、主腦會社は之等の會社に重役又は支配人を送ることに依つて、コンツェルン加盟會社の間に密接な聯絡を生じ、生産から販賣に至るまでの統制を行ふのである。

凡そ企業の結合は、大企業としての長所を發揮して、利潤を増加させることが出来るけれども、その半面には生産機關や販賣機關を獨占する結果、小企業を壓倒し、新企業の發達を阻害し、原料を不當に安く購買して原料生産者を苦しめ、生産品を不當に高く販賣して消費者を苦しめるなどの弊害がある。されば、國家が之を監督する必要があるのは論を俟たないが、企業者も亦社會共存の理を體得し、その勢力の濫用を慎まなければならぬ。

第四節 所得

財貨の消費は所得の範圍内で行ふのを本則とすることは、既に學

んだ。そして、所得とは、収入のうち、規則的に繰返して獲得するものをいふ。労働者の受ける賃銀、地主の受ける地代、資本主の受ける利子、企業者の受ける利潤などが、之に屬する。

自給經濟の時代には自己の作つた財貨は、すべて之を自己が消費する建前であつたが、今日は交換經濟の時代であつて、財貨の生産は營利の目的に依つて行はれるから、生産した財貨は之を賣却して貨幣に換へるのが普通である。かやうにして得た總生産から、之を得る爲に消費した資本を差引けば、純生産となる。

純生産は土地勞力資本及び企業の協力を依つて得られたのであるから、之等のものに分配すべきは當然である。之を所得の分配といふ。故に、常に所得を得ようと思へば常に何等かの形を以て、生産に協力する所がなければならぬ。地代は生産に参加した土地に對する分け前で、地主の所得となる。

地代

土地は固より自然物で、人の作つた財貨ではない。しかし、現在に於ては、土地は自然たる土地に資本を加へて開いたものであるから、地主の受ける地代は、その實地代、利子の和である。且土地を手に入れるには、他の財貨を手に入れると同様に、代價を支拂はなければならぬから、個人經濟では土地は資本の一種と見做され、従つて地代は土地なる資本の利子と見ることが出来る。人口は無限に増加するに拘らず、土地は増加移動が出来ないから、地代は漸次騰貴する傾向がある。

賃銀は生産に参加した労働に對する報酬で、労働者の所得である。賃銀は勞力に對する需要供給の關係によつて定まるものであるが、労働者は之に依つて生活して行かなければならないから、その程度にはおのづから限度がある。元來企業者と労働者とは依存關係のものであるが、所得の分配に關しては利害が相反する所が

賃銀

利子

あり、それが爲、往々労働爭議が起る。されば、社會正義に立脚して、雙方納得の出来る労働政策を樹立することが必要である。利子は生産に参加した資本に對する分け前で、資本主の所得である。資本とは貨幣だけを指すのではないから、従つて利子といつても金利だけではない。家賃も器械の使用料も利子であり、今日の個人經濟では地代も亦利子と見てよい。資本に對する利子の割合即ち利率は、主として資本に對する需要供給の關係に依つて定まるが、元來利子の内容をなすものは、資本の使用料と危險に對する報償とであるから、資本の収益力の多少と投資又は貸付方法の確否とは、亦利率を左右する。

國民經濟の發達に伴ひ、資本は益増加し、資本の収益力や投資の危險は漸減するから、利率は次第に低下する傾向がある。殊に現今は企業を助長して生産の擴充を圖る爲に、國家が低金利政策を採つてゐるから、金利は

利潤

従前に比し著しく低下した。

利潤は企業者の受ける所得である。之は他の所得とは大いに性質が違ふ。何となれば、企業は自己の責任に於て企業者が營むものであるから、企業に依つて得た總生産は、一旦悉く自己の手中に收めるが、企業者は先づ生産の爲に消費した資本を銷却し、次いで賃銀、地代、利子などを契約の通り支拂はなければならぬ。そして、之等のものを皆支拂つて、なほ殘餘があれば、それが利潤となるのである。故に、その額は固より不定であるばかりでなく、時としては皆無又は缺損となる場合もある。こゝに企業の困難があり、企業者が事業の成績を擧げるには、一方ならぬ苦心と努力とを要する譯である。

第五節 經濟と道徳

既に述べたやうに、今日の經濟は財産の増殖を目的とし、營利的に

道德は經濟の基礎
この由の經濟の解決
國民も徳は經濟の基礎

經濟生活は道德生活の一方

營まれることが多いのであるが、經濟と道德とは一致しないもの、又一致しなくてもよいもののやうに考へてはならぬ。とかく營利事業に従ふ者は、眼前の小利に眼が暗んで、不正の行爲を行ふことが少くない。工業者が粗製濫造をしたり、約束の期限を後らしたり、商人が買占賣惜に依つて暴利を貪つたり、カルテル・トラストなどを悪用して利益を壟斷したりする者などは、その例である。しかし、之等は終局の大利を逸するのみならず、延いては國家の信用を失墜し、國民經濟を阻害することが大なるものである。元來人の經濟生活は國民生活の一方面であつて、經濟は即ち道德である。例へば、作物を栽培し、家畜を飼養し、之を人に供給する農家の經濟生活、商品を仕入れて之を需要者に供給する商人の經濟生活、患者を治療して診察料を収め藥價を取る醫者の經濟生活は、農民商人醫師の國民生活に外ならない。そして、彼等の日々の經

濟活動は道德の實踐である。たゞ問題は、正當の利益の範圍内、經濟を行ふや否やにかゝつてゐる。我等は經濟生活を營む場合にも、我が國傳統の和の精神を體得し、共存共榮を基調とし、誠實勤勉に、一致協力して、國民經濟に寄與するの心掛がなければならぬ。

第四章 産業

第一節 我が國の産業

産業と國民經濟とは密接な關係があるから、國民經濟を發達せしめようとするれば、先づ産業の發達を圖らなければならぬ。今我が國の主要産業について、その任務及び經營助成の方法を明かにし、進んで産業發展の要件たる資源の開發と技術の進歩とについて述べよう。

農業は、土地を耕作して人の食糧や工業原料などを生産するを任

主要産業

農業

我が國農業の特色

務とするが、廣義に於ては林業、水産業をも包含する。我が國は古來瑞穂國と稱し、神代の頃から農業が開け、農を以て國本として來た。商工業の發達が著しい現代に於ても、なほ國民の約半數は農業に従事し、農産物は年々非常な産額を示し、農作物の豊凶は國民經濟に至大の關係を有する。農業經營上最も重要なも



農 業 一 斑
收穫(下右) 植田(上右)
培栽菜蔬(左)

のは土地である。然るに、我が國は國土が狭い上に山岳が重疊し、爲に農業に利用すべき耕地の面積が甚だ少い(全面積の十六%)のは遺憾である。我が國農業の特色たる、(一)耕地の一半が田であつて、毎年稻麥などの穀物を連作すること、(二)一年に二毛作三毛作などを行つて、同一の土地を反復使用すること、(三)耕作には主に人力を用ひ、時として家畜を使ふが、動力機は餘り使用しないこと、(四)養蠶は處に依り盛であるが、普通の家畜は多く飼養しないことなどは、又耕地の狭小なことに起因するのである。我が國農業の特色は、(一)小農による農業には自作農、小作農の別があるが、その何れも經營の規模からいへば小農である。即ち我が國の農家は一戸平均一町歩ばかりの耕地を家族勞働に依つて集約に經營し、従つて一定面積から收穫を多く擧げることでは、世界にその比を見ないが、農家の經濟としては、(一)如何に集約に經營しても總生産が少いこと、(二)文明の利

經營の合理化

器を有利に使用することが出來ず、なほ又生産物の販賣、原料品の購入、資金の調達などに不利が多くて、純益も亦少いことなどの不利がある。

耕地の狭小なことは、如何とも詮方ない所である。されば、我が農業の振興を圖るには、我が國の事情に即した方法で經營の合理化を圖るより外はない。即ち米麥本位の單一農業は、勞力の分配上、地力の利用上、不利なばかりでなく、之に伴ふ危険も多いから、家畜を飼養し、果樹蔬菜などの園藝を加味し、種々の農産加工を行ふなど、その經營を複雑化し、農家の必需品中、自給し得る物は成るべく自給して、金銭支出を少くし、生産物の販賣、原料品の購入、資金の調達、高價な農具の利用などは、組合を設けて共同に行ふなどが望ましいことである。

農業の助成

が政府としても、之が助成の方法を講ずる必要がある。されば、國家は農事試験場、園藝試験場、茶業試験場、林業試験場、蠶業試験場、畜産試験場、種鶏場などを設けて、農業の研究指導を行ひ、各種の農業教育機關を設け、農會法、産業組合法、農業倉庫法、畜産組合法、その他農業の助成、奨励、取締に關する幾多の法令を制定し、金融機關として日本勸業銀行、府縣農工銀行などを特設してゐる。

農會 農業の改良發達を圖るを目的とする公法人で、之に町村農會、郡市農會、道府縣農會、帝國農會の別があり、相提携して事に當つてゐる。その主な事業は、(一)農業の指導、奨励に關する施設、(二)農民の福利増進に關する施設、(三)農業に關する研究調査、(四)農業に關する紛議の調停又は仲裁を行ふことなどである。

産業組合 之は組合員の産業又は經濟の發達を圖る目的を以て産業組合法に依つて設立する公益法人である。故に、農業のみの助成機關では

ないが、産業組合が農業に多く利用されてゐることは事實である。
産業組合には、

- (一) 組合員に資金を貸付け、且貯金の便を與へる信用組合。
 - (二) 組合員の生産物を販賣する販賣組合。
 - (三) 必要な物を買入れて組合員に賣却する購買組合。
 - (四) 必要な設備器械などを組合員に利用させる利用組合。
- の四種あるが、二種以上の兼營が出来る。又、産業組合聯合會や産業組合中央會がある。

工業

我が國の工業

工業は農業や鑛業の生産物に加工して、その效用を増し、價値を高めるのが、その任務である。我等の日常生活は固より、國防軍備などに必要とする物資は、多くは原始生産物でなくて、加工品であることを思へば、現今の工業が如何に重要な職分を有するかが窺はれよう。

昔、我が國の工業は作業場を住宅内に置き、家族や少數の徒弟を使

○五人以下の職工を使ふ小工場に働く労働者の数は全工業労働者の六割以上を占めてゐる。

つて小規模に經營する家内工業であり、手工業であつた。現今に於ても、衣服類の仕立、雜貨類、その他特殊の技能を要する美術工藝品などは、多くは、家内工業的の小規模の經營に依つてゐる。それが我が國工業の一特色であり、又強味でもある。しかし、纖維工業(絹絲・綿絲・人造絹絲、及び製織など、一に輕工業)、化學工業(製紙・製薬・染料・塗料・人造肥)、機械工業(船舶・兵器・飛行機・車輛・機械など、一に重工業)、食品工業(醸造・製糖・製粉・罐詰など)、及び電気瓦斯などの特殊工業は、概ね大工場を建て、多數の労働者を雇用し、機械力に依り、分業の方法を應用して、大量生産を行ふ工場制工業、機械工業である。かやうな工業は均齊の製品を一手に大量に生産し、生産費を減じて安價に販賣し、大いに販路を擴張し得る點に長所があるけれども、資本主義に依る經營では、利潤の獲得が目的であるから、利潤本位に事業の擴張或は縮少を行ひ、爲に屢、労働問題や失業問題を起すなどの短所がある。

工業發達の要件

凡そ工業發達の要件としては、(一)工業原料の豊富なこと、(二)石炭石油電氣などの動力源が安價に得られること、(三)水陸交通の便利なこと、(四)金利が低く、勞銀の安いこと、(五)科學の發達することなどである。我が國は或種の工業原料や石油の産出が少いけれども、その他の條件には概ね適合してゐるから、國富増進の上からも、國防充實の上からも、過剩人口支持の上からも、工業の發達を圖り、以て有力な工業國たらしめることが緊要である。されば、政府は重要工業に對しては補助金獎勵金を交付し、直接保護獎勵を加へる外、工業試驗場、絹絲試驗所、陶磁器試驗所、工藝指導所、金屬材料研究所などを置き、又特許權、實用新案權、意匠權、商標權などの工業所有權を確保する制度を設け、工業保護の關稅政策を採り、工業金融を圓滑ならしめる爲に、日本勸業銀行、府縣農工銀行、日本興業銀行などを特設し、各種の工業教育機關を設けて、工業に關する知識技能の

普及發達を圖つてゐる。なほ又自治的に商工業を發達せしめる爲に、商工會議所及び工業組合などが設けられてゐる。

商工會議所 商工業の改善發達を圖るのを目的とする公法人で、普通市の區域に依つて設立される。その主な事業は、(一)商工業に關する通報、仲介又は斡旋、調停又は仲裁證明又は鑑定調査編纂などを行ひ、(二)商工業に關する營造物を設置して之を管理し、(三)商工業に關して行政廳に建議し、その諮問に答申し、行政廳の命に依つて商工業に關する報告書を提出し、商工業に關する事項を調査することなどである。

工業組合 工業組合法に依り重要工業製品を製造する工業者が設立する組合であつて、その工業の改善發達を圖る爲、共同施設を行ふのが目的である。その主な事業は、(一)組合員の製品原料加工設備の検査、(二)組合員の製品の加工販賣、組合員の營業に必要な物の供給、共同設備の設置、(三)組合員の營業に關する指導、研究、調査などであるが、組合員に對し、營業に必要な資金の貸付、組合員の貯金の受入をも併せ行ふことが出来る。又工業

組合の目的を一層有効に達成する爲に、工業組合聯合會を設立することが出来る。

水産業

我が國は四面環海、その漁場も廣く、漁民も多く、漁業の技術も進歩してゐるから、その生産高からいふも、その消費高からいふも、世界第一の水産國である。今や漁船は大型になり、遠洋に出漁して漁獲物は之を冷蔵又は加工して市場に持ち歸ることが出来るやうになつたので、漁業は更に一段の飛躍を見るに至り、なほ水産養殖、水産加工の方面も追々發達しつゝある。水産業の振興は漁村の更生に役立つばかりでなく、國民經濟上にも肝要なことであるから、政府は補助金、奨励金を交付し、水産試験場、水産講習所などを設けてゐる。又水産會や漁業組合なども設けられてゐる。

鑛業

鑛業は地下の鑛物を採掘する産業である。主要な鑛物は國家の所有に屬するから、國家の特許を得て之を採掘するのである。我

が國に鑛業が盛になつたのは明治維新後のことであるが、今や世界有數の鑛業國になつた。凡そ鑛物は國の富源であつて、その採掘は經濟上重要な關係があるばかりでなく、軍事上にも大關係があるから、國家は諸種の助成機關を設けて之を奨励すると共に、鑛山監督局を置いて之を監督してゐる。

農業、水産業、工業、鑛業などはそれ／＼孤立して經濟を立てるものでなく、商業の介在に依つて、相互に緊密の聯關を保ち、國民經濟を立ててゐるのである。されば、一産業の盛衰は他業の消長に影響を及ぼすことが大なるものであるから、各種産業の全般的發達は最も望ましいことがある。こゝに所謂産業立國の急務がある。

第二節 資源の開發と技術の進歩

我が國の各種産業は僅々半世紀の間に非常な發達を遂げ、今や世界有數の産業國たるに至つた。しかし、仔細に我が國産業の現状

世界有數の産業國

我が國と天然資源

を觀るに、なほ大いに改良發達を圖らなければならぬ。元來我が國産業の弱點は國土が狭く、天然資源の乏しいことである。農業は耕地が少い爲に、集約的に經營されても、その主作物たる米でさへ内地だけでは不足し、年々朝鮮臺灣から移入され、不作の場合には外米の輸入を必要とする。養蠶は世界無比で、世界産額の七割を占めてゐるが、その絲價は常に變動が多く、經營に不安が伴ふ。

我が國の工業は輕工業重工業共にその發達の著しいことは世界の驚異であるが、紡織業の原料たる棉花と羊毛とは殆ど全部輸入に仰ぎ、最近世界の王座を占めるやうになつた人造絹絲も、その原料たるバルプは輸入に仰ぐ所が多い。殊に産業上及び軍事上最も必要な鐵と石油との乏しいことは、國家の大なる悩みである。製鐵業はよく統制されてゐるけれども、その原料は支那南洋など

○世界石油産額
(昭和十年度)
千吨
米國 一五、四八七
(五九・九%)
ソ聯 二四、〇〇五
(一〇・六%)
ベネズエラ 三、三二一
(九・八%)
ルーマニア 八、五五九
(三・七%)

イラン 七、四〇六
(三・三%)
蘭印 六、〇〇〇
(二・七%)
メキシコ 五、九七五
(一・六%)
日本 〇、三三七
(〇・一%)

資源の開發と技術の進歩

○既に一反から米八石四斗を取つた記録がある。

からの買鑛に依つてゐる。石油の産額は國內需要の一割にも足りない状態であるから、石油業法に依り、石油業者に貯油の義務を負はしめてゐる。地勢氣候の關係上、我が國は水に恵まれてゐるから、水力電氣事業が有望で、現今各地に電氣會社が設立されてゐるが、建設費を多く要し、多額の外債を負うてゐる會社が多く、且事業に統制を缺いてゐる爲に、電力が割高である。依つて之を統制し、經營を合理化するの必要が唱へられてゐる。

凡そ産業の發展は、資源の開發と技術の進歩とに俟たなければならぬ。現在我が國の水田の面積は約三百餘萬町歩で、年平均約六千萬石の米を産してゐるが、若し技術の進歩に依つて、一反三石を得ることとなれば、九千萬石を産する理である。我が國に於て栽培不可能とされてゐた陸地棉も、近來の研究に依れば十分採算が

體の特殊關係があるから、日滿經濟ブロックを形成し、共存共榮の精神を以て、その資源の開發に當るならば、棉花・羊毛・木材・パルプの供給も増加すべく、金・銀・鐵・石炭・石油などの缺陷も緩和されるであらう。されば、日滿相提携し、官民協力して、大いに力を資源の開發、産業の振興に致さなければならぬ。

第五章 流通

第一節 貨幣と物價

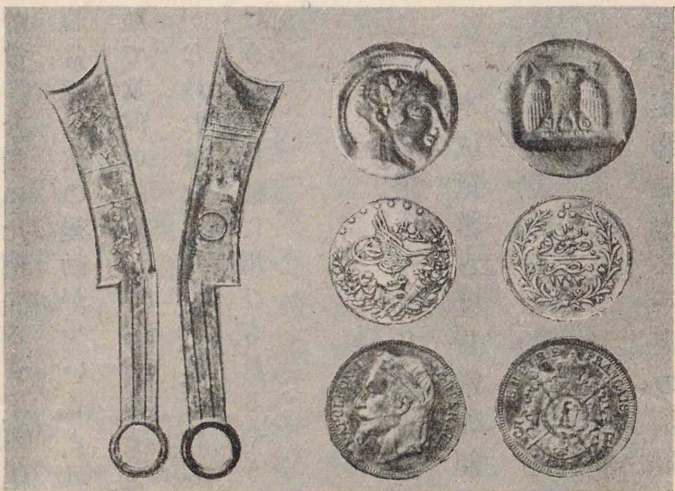
經濟の幼稚な時代には、他人の物を欲しいと思ふ者は、物と物との交換に依つて、その目的を遂げるのであつた。しかし、かやうな物物交換では、思ふやうに行かないから、人智が進み、慾望が増して來ると、貨幣と稱する交換の媒介物を用ひて、有無互に相通ずるやうになつた。現今では農業工業などの生産物は、何れも一旦市場へ

貨幣

○下圖のうち、右から第一列の上はアテネ銀貨(表)、紀元前五二五、その左は同(裏)、中は土耳其銀貨(表)、西紀三三三、その左は同(裏)、下は佛國銀貨、ナポレオン三世(表)、西紀一八七〇、その左は同(裏)、左方の刀の形をしたのは齊國(支那)のものである。

出されて、流通財貨、即ち商品と化し、商業の介在に依つて各需要者に配給されてゐる。今や流通經濟の時代であつて、貨幣はその製造及び發行權共に國家に專屬し、國權に依つて強制的に流通せしめられる。そして、貨幣はたゞに交換の媒介をなすばかりでなく、價値の標準、價値の移轉價値の貯藏など、種々の任務を果すやうになつた。

昔は貨幣として貝殻・布片・穀物・茶・家畜などを用ひたこともあつたが、貨幣としては、(一)それ自身一般に認められる價値を有し、容積の割合に價値が



幣貨代古の國外

貨幣の種類

○我が國の本位貨幣は金貨であつて、金の純分量目七五〇毫を以て價格の單位とし之を圓とする



本位貨幣

高く、携帶運搬に便利なこと、(二)質が堅くて容易に磨滅せず、又絶対に變質しないこと、(三)品質は各部一様で、分合しても、價値が常に分量に比例すること、(四)生産分量が適當で、價値の變動が少いこと、(五)外觀が美麗で、眞偽の識別が容易なことなどの特性がなければならぬから、近代に於ては主に金銀が貨幣に用ひられるやうになつた。

貨幣には本位貨幣と補助貨幣との二種がある。本位貨幣とは、貨幣の額面の價格と、その實質の價格とが一致し、法律上無制限に通用するものをいひ、我が二十圓十圓五圓の金貨が之に屬する。補助貨幣とは、その實質の價格が額面價格より低く、支拂能力に一定の制限の

貨幣の制度

○銀貨は十圓、ニッケル貨は五圓、銅貨は一圓までを限つて強制通用が認められてゐる。

紙幣

あるものをいひ、我が五十錢二十錢の銀貨、十錢五錢のニッケル貨一錢五厘の青銅貨などが之に屬する。貨幣の制度には金貨本位制、銀貨本位制、金銀複本位制の三種がある。何れの國も昔は金銀貨複本位制であつたが、この制度では金銀兩貨幣の間に一定の比率を定めて發行するのであるが、金の比價が變動すれば、金銀貨幣の何れかが比較的惡貨となることを免れない。従つて、グレシヤムの法則に依つて、良貨は貯藏されたり、鑄潰されたり、外國に輸出されたりして影をひそめ、惡貨のみ流通し、その弊害が少くない。我が國では、明治三十年に至つて金貨單本位制を採用した。金屬で作つた貨幣の外に紙幣がある。之も金屬貨幣同様、取引に用ひられて交換の媒介をする。その發行權は政府に專屬するが、特定の銀行に發行を委任することもある。我が國に一般に流通

○朝鮮銀行と臺灣銀行とは、又朝鮮・臺灣に流通する兌換券を發行する。

兌換券發行制度

○政府が紙幣を發行するよりも中央銀行をして兌換券を發行させる方が、金融の状況に應じて發行・回收が迅速に行はれ、經濟界の安定上便利である。

するものは日本銀行の發行にかゝる兌換券であるが、之は法律に依つて強制流通力が與へられてゐるから、紙幣といつてもよい。紙幣は運搬携帶授受に便利な所から我が國では、國內の取引に普く用ひられる。

兌換券は本來要求次第金貨と引換へられるべきものである。故に、兌換券を發行するには、その發行額に相當する正貨準備(金銀貨又はその地銀)を要する筈であるが、日本銀行兌換券の發行法に依れば、十億圓までは國債證書大藏證券、その他確實な有價證券、商業手形などを準備(保證)すれば、兌換券を發行することが出来る。この額を超えて發行する場合には、正貨を準備するのを原則とするが、金融の關係から兌換券の増發を要する場合には、正貨準備がなくても保證準備があれば、政府の許可を得、年三分を下らない發行税を納めて發行することを得る定である。(限外發行)

○獨逸の一麻は世界大戦前には日本の約四十八錢であつた。然るに、その後不換紙幣を濫發した爲に戦後一兆麻が戦前の一麻に等しい一ライヒス麻に當るやうになつた。

價格

貨幣
交換
米

政府は戦時又は事變の際、正貨と引換へない紙幣即ち不換紙幣を發行することがある。不換紙幣は無利子の強制公債のやうなもので、國家財政の窮乏を救ふ效があり、その發行額が適當に制限される場合には、よくその價値を維持して殆ど支障なく流通するけれども、ともかく濫發に陥り易いから、貨幣價値が下落して物價の暴騰を來たし、經濟を紊亂する弊害がある。近年世界經濟の不況に伴ひ、金が流出して兌換制度の維持が困難になるや、日英米、その他多數の國は相次いで金の輸出を禁止し、且兌換を停止したので、事實上不換紙幣時代を現出するに至つた。

商品の賣買には、先づその價格を定めることを要する。價格とは、或物の單位量に對して交換される貨幣の量をいふ。價格は主として需要供給の關係に依つて定まる。若し或物に對して需要が少いか、供給が多いときは、その物の價格は下落し、之に反して需要が多いが供給が少いときは、騰貴する。更に或物に對して需要が多いのに供給が少いとか、需要が少いのに供給が多いときなどは、

○物の生産費とは、その物を生産するに要した費用をいひ、その物の生産に要した原料の代金・地代・賃銀・利子などの總和である。

物價

一層騰貴又は下落する。しかし物の價格にはおのづから一定の標準點があり、需要と供給とはこの點に於て平衡を保たうとする。そして、その標準點は主として、その物の生産費である。なほ物には需要又は供給のみで價格の變動するものがある。例へば土地や古人の書畫の類は主に需要の多少で價格が高低し、米や小麦のやうな主食物は主に供給の多少で價格が騰落する。

物價とは、多數の物の價格を總括した稱呼である。故に、物價の高低は主として貨幣價值の變動に依るものである。貨幣の流通量が増加するとか、貨幣流通の速度が加はるとか、兌換券・手形・小切手のやうな信用證券の流通が盛になるなど、通貨が膨脹するときは、貨幣價值が減ずる爲に物價が騰貴し、之に反して通貨が縮小するときは、貨幣價值が増す爲に物價が下落する。經濟界が好景氣のときは物價が上り、不景氣のときは物價が下るのも、之等の因果關係に依るのである。

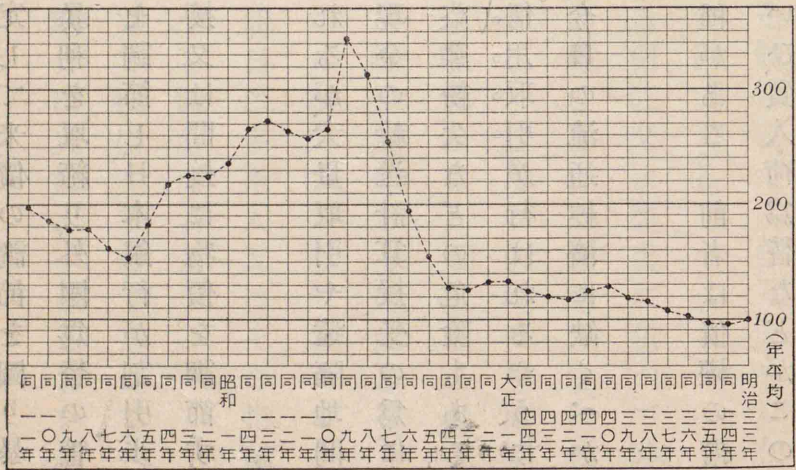
物價指數

○日本銀行では東京の卸賣の物價指數を發表し、商工省では十三都市の卸賣及び小賣物價指數を發表してゐる。下圖は日本銀行調査の卸賣物價指數表である。

物價の調節

物價騰落の趨勢を知るには、物價指數を調べるのを便とする。物價指數とは、一定の場所に於ける、一定の時期の各種貨物の價格を一〇〇とし、その後に於ける同種の貨物の價格を比例數で表したものである。

物價は大體自然の成行に任せ、人為の干涉を行はないのを通則とするが、物價が暴騰暴落するときは、或は生産者に損害を與へ、或は消費者を苦しめて國民生活を脅すから、かやうな場合には政府は物價調節の爲に種々の政策



を実施する。例へば、米穀統制法を制定して米價の調節を圖り、暴利取締に關する命令を發して不當の暴利を取締り、外國爲替の管理や關稅政策を行つて貨物の輸出入を調節し、日本銀行が割引歩合の引上、引下を行ふなどは、何れも直接又は間接に物價を調節することになるのである。

信用

普通貨物の賣買は貨幣に依つて行はれるが、大量取引や遠隔地間の取引を一々現金取引に依ることは、現金の輸送、計算授受の爲に手數と費用とを要するばかりでなく、盜難紛失などの危険もあるので、現今は信用の媒介に依つて、所謂信用取引が行はれるやうになつた。されば、信用は貨幣と等しく、今日の流通經濟に缺くべからざるものである。

信用の種類

信用には對物信用と對人信用との二種がある。前者は債權の擔保として受取つた物に基づく信用をいひ、質入、荷爲替などがこの

信用證券

例である。後者は債務者の支拂能力全體に基づく信用をいひ、信用貸付、手形の割引物の掛賣などがこの例である。

貸借關係を表示し、金額を記載し、單なる引渡又は裏書に依つて移轉する證券を信用證券といひ、貨幣の代用となつて流通する。爲替手形、約束手形、小切手などが之に屬する。信用取引は、その簡單なものは帳附や口頭の約束などに依つてすることもあるが、現今最も廣く行はれてゐるのは、之等の信用證券に依るものである。

(一) 爲替手形 債權者が債務者に宛てて振出す手形であつて、一定の金額を一定の場所に於て、一定の期日に名指人又はその指圖人(又は振出人手形持參人)に支拂ふべきことを依頼する證券である。

(二) 約束手形 債務者が債權者に宛てて振出す手形であつて、一定の金額を一定の場所に於て、一定の期日に支拂ふべきことを約束する證券である。

(三)小切手。通常銀行に當座預金を有する者が、その銀行に宛てて振出すもので、一定の金額を此の手形持參人(名指人拂や指圖)に支拂ふべきことを請求する一覽拂の證券である。なほ別に、客の依頼に依つて銀行から他の地方にあるその銀行の支店又は取引銀行に宛てて振出す所の送金用の小切手もある。

第二節 商業

商業は生産者と消費者との間に立つて財貨の交換を媒介し、需要供給の適合をなす企業である。即ち商業者は、財貨の多い地方に於て財貨を買入れ、之を財貨の少い地方に賣却するとか、又は財貨の豊かな時期に財貨を買入れ、之を財貨の乏しい時期に賣却するとかして、その間の價格の差額を利するのである。

商業は交換の媒介に依り需給の調節を行ふから、(一)消費者は之に依つて、自分の欲する財貨が自由に得られ、(二)生産者は之に依つて

商業の任務と
効果

商業の種類と
その經營

需要を喚起し、販路を擴張し、賣上高を増加することが出来る。殊に、(三)商業者は貨物の需要の狀勢を察して生産者を指導するから、生産者はその指導に依つて、販賣上の危険を商業者に轉嫁し、専ら生産に従事することが出来る。なほ(四)商業は財貨の需給を場所的・時間的に適合せしめるから、場所と時期とに依る物價の高低を調節する作用がある。されば、商業は農工業の如く、財貨の生産過程には關係せず、専らその流通を掌るだけであるが、その國民經濟に寄與することは甚大である。しかし、世には商人の介在する爲に、生産者は生産物を高く賣ることを得ず、消費者は物が安く買へないとして、商人の介在を排して、財貨は生産者から直接消費者への運動が起つてゐる。商業者たる者は、その任務の重要なものに鑑み、暴利を貪るなどのないやうにしなければならぬ。

商業には、賣買の方法に依つて小賣業と卸賣業との別があり、又地

域に依つて内地商業と外國貿易との別がある。保險業、銀行業、倉庫業、運送業などは、商業の本質たる物品賣買業の補助の働をなすもので、又商業の中に包含するのを普通とする。

商業は普通店舗と市場とで行はれる。市場とは、一定の時と場所とを定め、多數の人が集つて財貨を賣買する所をいひ、之に小賣市場と卸賣市場との別がある。小賣市場は小賣商と消費者とが直接賣買する市場であり、主として日用品を取扱ふ。卸賣市場は商人が集つて賣買する市場で、之には青物市場、魚市場、織物市場、繭市場などがある。東京、大阪などの大都市には、蔬菜、果物、魚類などを取扱ふ完備した市營の中央卸賣市場の設がある。

取引所も市場の一種であるが、こゝで取扱ふ財貨は特定の物に限られ、現物なしに大量取引を行ふのが特徴である。取引所は商業上の取引を便にし、需要供給の關係を調節し、公定相場を定めるな

商業の經營

百貨店

どの効果があるが、一面には投機の目的に利用される弊がある。されば、取引所の設置には政府の許可を必要とし、なほその組織經營などにつき、種々の規定がある。

最近に於ける小賣商經營の一特色は、百貨店と連鎖店との出現である。百貨店は大資本を擁して、多種類の商品を大規模に取扱ふばかりでなく、之を多くの部門に分けて、一定の秩序と統一とをあらしめ、且販賣の方法を改良した所に、その特徴がある。されば、購買者は百貨店に於て陳列してある多數の商品中から、何の氣兼ねなく自分の欲する物を自由に選擇して、敏速に簡単にその用を辨ずることが出来る譯である。

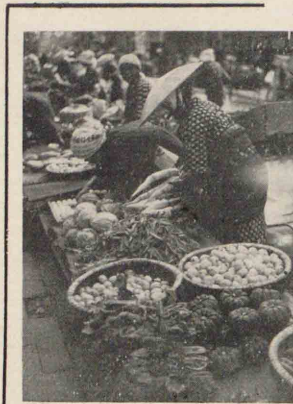
連鎖店とは、同種類の商品を取扱ふ多數の店舗が、一經營の下に組織されて、小賣商を營むものである。多くの店舗が一經營の下に組織され、單一支配下に同じ方法で經營される點は、百貨店と等し

連鎖店

く大規模小賣商であるが、個々の店舗は小規模で、各地に散在する
 點は小規模小賣商である。即ち物質的・技術的には小經營で、經濟
 的・企業的には大經營であることが、連鎖店の特徴である。
 資本主義經濟の下に於ては、商業も大企業を利とするはいふまで
 もない。されば、元來數の多過ぎる我が中小商業者は、一方では百
 貨店から壓迫され、他方では産業組合に侵蝕されて、その經營は益
 困難とされて來た。こゝに於て、中小商業の振興を圖る爲に、商業
 組合などが設けられる氣運になつた。

商業組合は商業者がその商業の改良發達を圖る爲に、共同施設を行ふ目
 的で設立する組合である。商業組合の主な事業は、(一)組合員の取扱ふ商
 品の仕入・保管・運搬その他組合員の營業に關する共同施設、(二)組合員の營
 業に關する統制、(三)組合員の營業に關する指導・研究・調査などであるが、な
 ほこの外組合員に對して營業資金の貸付又は組合員の貯金の受入をも
 併せ行ふことが出来る。商業助成機關としては、商工會議所・重要物産同

場 市



場 市 賣 小



場 市 賣 卸 中



場 市 賣 卸 中



場 市 賣 小



百貨店外觀



場 賣 店 貨 百



上海
銀行

業組合・商業組合・商品検査所・商品陳列所・各種商業學校その他を擧げることが出来る。

第三節 金融

金融

○資金とは通貨のみをさすものでなく、手形・小切手のやうな通貨の代用になるものをも含む。

金融の逼迫
金融の緩慢

金融とは資金が供給者から需要者に移動すること、資金の需要供給の適合に依つて行はれる。金融は貨物の賣買と共に、現今の經濟社會に於ける流通の二大現象であり、企業には資金の調達が必要であるから、金融が開けなければ企業は發達しない。資金の需要供給が適合すれば、金融は圓滑になり、従つて資本家は放資に苦しまず、企業者は資金調達に窮することはない。しかし、時として資金の需要が旺盛なのに、供給が之に伴はないことがある。又資金の供給が潤澤なのに、需要が之に従はないことがある。即ち前者の場合が金融の逼迫であり、後者の場合が金融の緩慢である。金融逼迫の結果は、金利の騰貴、有價證券、不動産その他一般

物價の下落を將來し、金融緩慢の結果は之に相反する。固より金融は因果關係に依つて、平靜の狀態に復歸するものであるが、金融の異常は産業及び經濟に至大の影響を及ぼすから、國家は之を自然に放任せず、種々の金融政策を實行する。金融に關係する者も、利己本位にのみ行動することなく、國民經濟の健全な發達に寄與するやう、心掛けなければならぬ。

世間には資金が餘つて人に貸したいと思ふ者もあり、又資金が不足して人から借りたいと思ふ者もあるから、この兩者の間に立つて信用の媒介をなし、資金の融通を圖つてやる必要がある。金融機關はかやうな業務を行ふもので、銀行、信託會社、信用組合、質屋などが之に屬する。

金融機關

銀行

銀行は、金融機關中最も重要なものであり、預金者から信用されて預金を受入れ、資金を借りたい人を信用してその預金を貸し與へ、

銀行の種類

差額を利得することを目的とする。即ち銀行は信用の媒介に依り、資金の需要供給の適合を圖ることを目的とするものであるが、之に依つて資金を調節し、産業の發達を助け、貯蓄を奨励するなどの效がある。銀行には普通銀行、貯蓄銀行、特殊銀行の三別がある。

(一) 普通銀行 銀行法に依つて設立した銀行であり、主として商業の金融機關である。その業務は預金、貸付、手形割引、爲替などである。

預金には、(一) 當座預金(預金者の要求次第即時に支拂ひ、引出しには小切手を用ひる)、(二) 特別當座預金(預金者の要求次第即時に支拂ひ、預金通帳を用ひる)、(三) 定期預金(六箇月又は一箇年を期限として預り、その期間中は拂戻の請求に應じない)などがある。貸付には、(一) 擔保貸付(動産又は不動産を擔保として貸付ける)、(二) 當座貸付(隨時返濟請求が出来る)、(三) 當座貸越(當座預金者が豫め銀行に擔保を提

○貯蓄銀行は五十萬圓以上の株式會社たることを要し、

供して置いて、或一定額まで當座預金の額を超えて引出すことを許す、(四)無保證信用貸付(借主を信用し、無擔保で貸付ける)、(五)有保證信用貸付(通常二人の確實な保證人を有する借主に對して無擔保で貸付ける)などがある。
手形割引は支拂期限付の手形を支拂期限前に、その日から支拂期日までの利子を額面金額から差引いて買取るもので、利子先取の一種の貸付である。爲替は銀行が通常手数料を取つて、客の依頼に應じ他の地方にあるこの銀行の支店又は取引銀行に宛てて爲替手形(又は小切手)を振出し、又は之等の銀行から自行に宛てて振出した爲替手形(又は小切手)を支拂ふことである。又外國爲替を取扱ふ普通銀行もある。

(二)貯蓄銀行。貯蓄銀行法に依つて設立した銀行で、複利法に依る預金、一回十圓未満の預金、定期積金、据置貯金などの特別な業務

を営み、中産以下の者の貯蓄機關である。

(三)特殊銀行。それ〴〵、特別の法規に依つて設立した銀行をいひ、左の銀行が之に屬する。

日本銀行。兌換券を發行し、一般銀行に資金を融通する我が國の中央銀行である。その主要業務は兌換券の發行、國庫金の取扱、地金銀の賣買、公債證書政府發行の手形政府保證の證券を擔保とする貸付並に手形の割引を行ふことなどである。朝鮮銀行、臺灣銀行、朝鮮臺灣に通用する兌換券の發行權を有する特殊銀行である。

その取締役は連帶無限責任を負ふ。又その預金の三分の一以上の金額を相當する金額を國債にて大藏大臣に供託することを要する。



日本銀行

○日本勸業銀行は農工銀行を合併することが出来るので既に合併した府縣には農工銀行がなく、その代りに日本勸業銀行支店が置かれてゐる。

○年賦償還法に依つて長期の貸付をなす特殊銀行には、債券を發行して資金を吸収する特權が與へられてゐる。

交通

日本勸業銀行。府縣農工銀行。北海道拓殖銀行。それら全國府縣北海道を營業區域とし、農工業の金融機關として特設した不動産銀行である。その主要業務は、不動産を擔保として長期の貸付を行ふことである。

日本興業銀行。工業の金融機關として特設した動産銀行で、その主要業務は、公債證書社債券株券などの有價證券や、法律の規定に依り設定した財團を擔保とする貸付、公債社債の應募又は引受、各種の信託業務を營むことなどである。

横濱正金銀行。貿易業の金融機關として特設した銀行で、外國爲替關係のことを取扱ふのを主要業務とする。

第四節 交通

現代に於ては、交通は文化の普及傳達に直接至大の關係があり、政治經濟産業國防などの各方面に、その影響が少くない。水運の便

交通機關

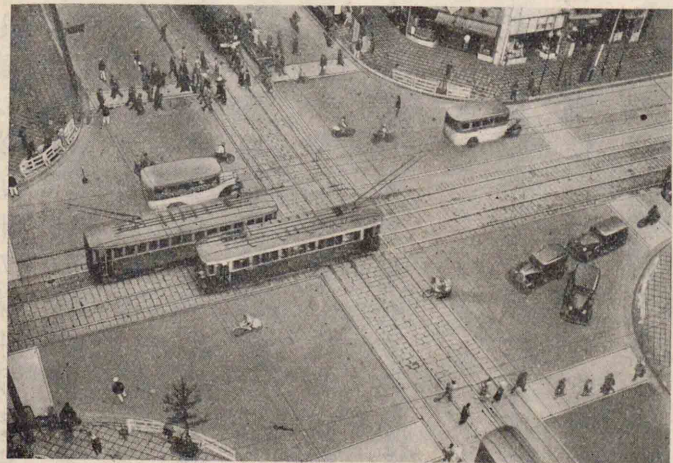
道路

利な大河や海灣に沿つて都市が發達し、或は鐵道網の集中する平野の中心に大都會が出来ることは、中外諸國の實例の示す所である。蓋し交通が便利であれば、貨物の輸送が安全敏速に行はれ運賃が低廉になつて、貨物の生産費を減じ、物價が下落して販路が擴張する。又通信が便利になれば、ゐながら各地の經濟事情が早く分るから、商機を逸せず取引が出来、企業が安全になる。されば、交通機關の整備は國家社會の進展上一刻も等閑に附すべからざる所である。

交通機關には道路鐵道河川港灣諸船舶航空機のやうに、旅客や貨物の輸送の用に供せられる運轉機關と、郵便電信電話のやうに、人の意志思想の傳達交換の用に供せられる通信機關とある。以下その主なものについて略述しよう。

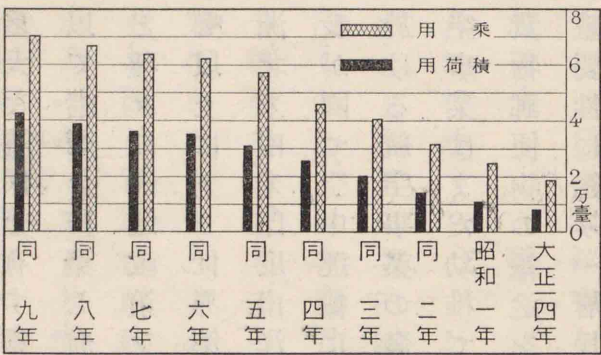
道路は交通機關中、最も早く發達したものである。我が國に於て

は、明治以降、人力車、馬車、荷車、荷馬車の類が盛んに用ひられるやうになつた爲に、次第に改良されたが、最近では自動車の交通が發達して來たので、橋梁の擴張改善に伴ひ、道路はその面目を一新するに至つた。道路は、主要な幹線を國道とし、之に次ぐものは府縣道とし、その他に市道、町村道を認めてゐる。之等は國家の營造物であるが、原則として國道と府縣道とは府縣知事が管理し、市道と町村道とはそれ〴〵市町村長が管理し、その費用も軍用の國道を除くの外、それぞれ地方自治團體の負擔に屬する。道路を利用する諸車のうち、最も注



都市街に於ける交通

自動車



自動車數年比較

目すべきは自動車である。之は近來非常な發達を遂げ、陸上交通界に革命を齎したものである。今や我が國の自動車數は十萬臺に上り、私營の外、公營又は官營乗合自動車が行するやうになつた。しかし、之を歐米諸國に比すれば、數に於て遜色があるばかりでなく、その多くは外國製である。されば、政府は自動車交通の重要性に鑑み、自動車工業を助成すると同時に、自動車交通路の整備を圖つてゐる。

鐵道

陸上交通機關として最も重要なものは鐵道である。明治五年京濱間に敷設したのが我が國鐵道のはじめであるが、今や内地だけでも、その延長二萬軒以上に達してゐる。現在主要な幹線は國有

船舶

であり、たゞ地方的の交通を目的とする地方鐵道と路面上にレールを敷く軌道とは私設が認められてゐる。海上の交通は民營に一任してゐるが、海運の消長は一國の經濟に重大な關係を有するから、特殊の航路は命令航路とし、或は國費を以て港灣を修築し、航路標識を設け、船舶の検査、船員の資格認定など、種々の海運政策を實行してゐる。今や我が國の船舶は四百萬噸以上に上り、世界第三位を占めるに至り、日本近海は勿論、遠く歐洲、北米、南米、印度、南洋、濠洲などへも定期航路が開かれてゐる。我が國で空中運輸に使用してゐるものは飛行機である。世界に於ける航空事業の發達は目覺しいものであるが、我が國の民間航空事業はまだ幼稚であり、國家の助成に依り、定期航空を營み、旅客貨物郵便物の輸送を行つてゐる。航空機の經濟上及び軍事上の重要性に鑑み、一層民間航空事業の發達を圖る必要がある。

航空機

郵便と電信

郵便は信書の祕密を保ち、正確低廉敏速を期する爲に、國家が之を經營する。電信電話も同様であるが、之は特別の必要があれば私人に特許することがある。郵便には内國郵便と外國郵便との別があり、電信にも内國電信と外國電信との別があり、又無線電信の設もある。現今世界各國は大抵郵便電信無線電信などの萬國聯合條約に加盟してゐるから、全世界中原則として均一料金で郵便電信の取扱をなすのである。

電話

○近年無線電話の發達が著しく、歐米諸國共に無線電話が開通するに至つた。

我が國の電話は財政上の關係でその架設數が少い爲に、賣買市價が高く、従つて十分普及するに至らないのは遺憾である。又放送無線電話(ラヂオ)は通信、娛樂、修養の機關として、大正十四年三月始めて東京に放送局が設置されたのであるが、十年後の昭和十二年三月には、全國に二十餘の放送局と約三百萬人の聽取者を數へるに至つた。さればラヂオは目で讀む新聞と共に、極めて多數の人

一九二四年
三月

交通道德

交通道德

に同一内容の事項を敏速に報道する機關として、その世人に與へる影響は甚大なものがある。交通機關は一般公衆の利用を目的とするものであるから、殊に交通道德を守らなければならぬ。例へば、道路は常に清潔に保ち、左側通行を勵行し、汽車電車の乗降には秩序を守り、老幼には座席を譲り、郵便物は住所宛名を明記し、電話は肝要な用向だけを話すなど、注意すべきことが多々ある。我が國民は公共道德が低い爲に、交通道德上遺憾のことが少くない。我等は交通機關の任務を理解し、よく之を利用すると共に、交通に障礙を與へることや、他人に迷惑を及ぼすことのないやうに注意しなければならぬ。

第六章 財政

第一節 我が國の財政

國家の職分と經費

財政

財政

財政と私經濟との異同

財政と國民經濟との關係

國家は他の如何なるものにもなし得ない公共的事務を行ふものである。例へば、外敵を防ぎ、安寧秩序を保持し、福利を増進し、文化を進展せしめるなどのことは、國家にして始めて完全に充足されるのである。之が國家の職分である。昔は國家の職分はたゞ國防・保安・司法などの小範圍に止まり、従つて之に要する經費も少かつたが、國民經濟の發達に伴つて次第に擴大し、現今は教育・殖産・交通・保健・救濟などに及び、その經費も巨額を要するに至つた。財政とは、國家及び公共團體が、その職分を遂行するに必要な財貨を獲得管理使用する爲に行ふ經濟的行爲の一體をいふ。約言すれば、國家及び公共團體の營む公經濟が財政である。之は最少の經費を支出して、最大の効果を擧げるといふ、一般經濟原則に従ふべきは勿論であるが、先づ支出を定めて後に收入を計り、その收支は過不足ないのを原則とする。しかし、財政は國民經濟と互に依

存關係にあるから、國家の歳入・歳出の種類、金額、課税の方法などは、その時の國民經濟に左右されるものであり、之と同時に國民經濟は又財政の影響を受ける。例へば、國費の使途、金額、公債、官業、租税などは、國民の産業及び經濟に大なる影響を及ぼすものである。

我が國の財政は、國力の發展と物價の騰貴とに伴ひ、非常に膨脹して來た。即ち明治二十七八年戰役前の國庫の歳出は約八千萬圓であつたが、その戰役後には二億圓臺に上り、明治三十七八年戰役前には約四億圓であつたが、その戰役後には六億圓に上つた。更に大正の初年頃には五六億圓臺を出入してゐたが、同六年頃から著しく増加の趨勢となり、同八年度には十一億圓、同十年度には十四億圓に上つた。その後は著しい消長はなく、十四五億圓から十六七億圓臺を上下してゐたが、昭和八年度には非常時局に處する爲、一躍二十三億圓といふ空前の大膨脹をなし、昭和十二年度には二十八億圓以上の大豫算を計上するに至つた。

第二節 豫算と決算

歳入・歳出

○昭和十二年度
所管別歳出豫算

- (單位千圓)
- 皇室費 四、五〇〇
- 外務省 三、〇七三
- 内務省 三、五五三
- 大藏省 五、四八六
- 陸軍省 三、七、六五五
- 海軍省 六、一、六五五
- 司法部 四、一〇八
- 文部省 一、四、四八四
- 農林省 一、五、六四四
- 商工省 二、六、八四四
- 逓信省 二、七、四七七
- 拓務省 三、七、五九

豫算

豫算

一會計年度に要する國家の經費を歳出といひ、歳出に充當する收入を歳入といふ。今、昭和十二年度歳入・歳出總豫算に依れば、國の歳出高を所管別に見て、割合に多いのが、陸軍省、海軍省、大藏省などで、内務省、逓信省、文部省、農林省、司法部、外務省、商工省、拓務省が順次に次いでゐる。又國の歳入のうち、最も多いのが公債に依る收入で、租税、官業、官有財産收入、印紙收入、通信事業特別會計納付金、日本銀行納付金などが順次に次いでゐる。

國の財政に關しては、政府は毎年歳入・歳出の豫算を編成して、帝國議會の協贊を経、天皇の裁可を仰いで公布實施する。政府が豫算を編成するには、一般會計に屬する總豫算と特別會計に屬する特別豫算とに分ち、總豫算、特別豫算共に經常部と臨時部とに分ち、原則として經常歳出は經常歳入を以て支辨し、臨時歳出は臨時歳入を以て支辨するやうにするのである。衆議院の解散その他の理

實行豫算

由に依り、豫算を議定せず、又豫算が不成立のときは、政府は前年度の豫算を施行するのであるが、この場合、政府は豫算の範圍内に於て多少豫算の組替を行ひ、實行することがある。之を實行豫算といふ。元來政府が豫算を實行する場合、彼此流用してはならないのであるから、豫算の款項を超過したり、豫算外の支出をしたときは、後日帝國議會の承諾を求めなければならぬ。

特別の必要があれば、政府は豫め年限を定め、繼續費として帝國議會の協賛を求めることが出来る。之は數年に亘る事業に關する豫算を審議するには、全所要額と年割額とを知る必要があるからである。

追加豫算

豫算編成後更に支出しなければならぬ經費があるときは、政府は追加豫算として議會に提出し、協賛を求めるが、議會閉會中に於て緊急を要する場合には、勅令に依り緊急財政處分を行ふことも

決算

ある。この場合、次の議會に承諾を求めなければならぬ。豫算は見積計算であるから、豫算の不足を補ふ爲、又は豫算外に生じた必要な費用に充てる爲に、必ず豫備費を置かなければならぬ。

豫算の執行を終つたときは、政府は決算を編成し、會計検査院が之を検査確定した後、検査報告と共に議會に提出して、その承諾を求めるのである。議會は豫算に協賛を與へたのであるから、その豫算が正しく實施されたか否かを審査して、財政の紊亂しないやうに之を監督するのである。

第三節 租稅

租稅

國家及び公共團體がその財政上必要な經費を支辨する爲に、國民から無償で徴收する収入を租稅といふ。普通國家の經常歲入の主なもの、は租稅であつて、昭和十二年度の豫算に依れば、國稅だけでも十二億五千萬圓に及んでゐるから、之に地方稅を加へると、國

課税の原則

○一年千圓収入ある者に十圓の租税を課し一萬圓収入ある者に百圓の租税を課するの比例主義の課税といふのは公平のやうに見えるがその實公平でない。

民の負擔の大なることが察せられる。納税は國民の義務であるだけに、その課税の方法は課税の原則に準據し、決して無理のないやうにしなければならぬ。次に課税の原則を述べよう。

(一) 租税は一般に普及すべきこと。(普及の原則) 擔税力のある一般國民には、身分地位階級職業の如何を問はず、何人にも課税するのである。

(二) 課税は公平であるべきこと。(公平の原則) 各人の擔税力に應じて、公平に課税するのである。所得税や相續税に免稅點を設けると同時に、累進課税主義を採つてゐるのは、この原則に従つたものである。

(三) 課税の爲に國民經濟の發達を阻害しないこと。税種の選定を誤つたり、税率が高過ぎると、人の勤勉心を阻害し、奮闘努力の精

神を鈍らせ、産業の發達を害する虞がある。

(四) 徴税に手数を多く要しないこと。

(五) 収入が豊富確實で、且伸縮力に富むこと。

一の税種にして、上記の諸原則を具備してゐるものはない。されば、單一税制度では課税の普及公平を期せられないから、數種の租税を設定し、之を組合せて一の租税體系を作り、全體として課税の目的を達することにする。この制度を複税制度といふ。我が國の租税體系は所得税を基本税とし、その他の税を補完税としたものである。

複税制度

租税の種別

租税を大別して、直接税と間接税とにする。直接税とは地租や所得税のやうに、納税者が擔税者たるべく豫想されるものをいひ、間接税とは酒税や關税のやうに、租税が納税者以外の者に轉嫁すべく豫想されるものをいふ。間接税は徴收に手数が少く、税種に依

○昭和十二年度の歳入豫算中の租税収入は十二億五千餘圓で、その内譯は次のやうである。

(單位千圓)

所得税	四九,五五四
地租	五,七六〇
營業收益税	三,四七五
資本利子税	二九,二六六
法人資本税	五,四四四
相續税	三,四七五
鐵業税	五,八五九
外貨債特別税	二,七三三
酒税	二五,三〇〇
清涼飲料税	四,一三九
砂糖消費税	六,七三三
織物消費税	四,四〇〇
揮發油税	一四,九三三

つては奢侈を抑制する效があるが、必需品に課税するときは課税の公平を缺き、一般國民殊に貧者の生活を壓迫する弊がある。租税のうち、國庫の收入になるものを國税といひ、道府縣市町村の收入になるものを地方税といふ。以下主な國税について大要を述べよう。

(甲) 直接國税

(一) 所得税。所得に對して課する税を所得税といひ、之に第一種第二種第三種の別がある。第一種所得税は會社のやうな法人に課する税である。第二種所得税は公債、社債、銀行預金などの利子に課する税で、利子支拂者が利子支拂の際引去つて政府に納税する。第三種所得税は第二種に屬しない個人の所得に課する税であつて、戸主及び同居家族の綜合所得に課税する。第三種所得税は公平の原則に依つて、所得額千二百圓未滿の者には免除し、千二

取引所税

有價證券移轉税	一九,二七九
關稅	一七,三〇〇
噸稅	二,九四六

○昭和十二年度から當分のうち第三種所得税は二〇—七〇%増徴される

百圓以上は超過累進法に依つて、税率を〇・八乃至三六%としてゐる。但し、勤勞所得は財産所得とはその性質が違ふから、所得高に應じて一定の控除がある。納税義務者は所定の期間に、その所得額を税務署に申告すべきものである。第三種所得税には、なほ係累家族の控除、生命保険料(三百圓を限り)の控除などがあるが、所定の期間に申告しなければ、この特典を受けることが出来ない。

(二) 地租。土地の収益に對して課する税を地租といひ、賃貸價格に對して課税し、地主から徴收するのを原則とし、その税率は賃貸價格の三八%である。地租は自作農保護の爲、自作田畑の賃貸價格が合計二百圓未滿の自作農に對しては之を免除し、又天候不順の爲、收穫皆無の場合には、納税義務者の申請に依つて、その年分の地租を免除する。

(三) 營業收益税。營業の純益に對して課する税を營業收益税と

○昭和十二年
度から當分のう
ち法人の營業
収益税の税率
は四%となる

○貯蓄債券・復
興貯蓄債券の
利子には資本
利子税を課し
ない。

○昭和十二年
度から當分資本
利子税の税率
は四%となる

いひ法定の營利法人又は個人營業者から之を徴收する。營業の純益とは、法人では各事業年度の總益金から總損金を控除した金額をいひ、個人では前年中の總收入金から必要な經費(生活費を含まない)を控除した金額をいふ。その税率は、法人には純益の三・六%、個人には二・二—二・六%である。小營業者を保護する爲、純益四百圓未満の個人營業者には、營業收益税を免除する。納税義務者は純益高を税務署に申告しなければならぬ。

(四)資。本。利。子。税。公債社債銀行預金などから得る利子に課する税を資本利子税といひ、第二種所得税と重複することになるけれども、なほ擔税力があるものと推定して課税するのである。この租税は又利子支拂の際、支拂者が徴收して政府に納入する。但し、利子支拂者が銀行のやうな營業者でないときは、利子取得者がその金額を税務署に申告して、資本利子税を納むべきである。税率

は利子の二%である。

○相續税の税率は家督相續人が直系卑屬なれば〇・〇五—一三%、遺産相續人が直系卑屬なれば一—一八%である。

○昭和十二年
度から相續税は
二割乃至十割
方増徴される

○昭和十二年
度から酒造税は
清酒は一石に
付五圓、麥酒
は十圓増徴さ
れる。

(五)相。續。税。相續した財産に對して課する税を相續税といふ。之は課税價格が家督相續に於て五千圓未満、遺産相續に於て千圓未満であれば課税しない。相續に依つて一時に多くの不勞所得を得た者には、擔税力があるばかりでなく、社會政策上から見ても相當の税を課して然るべきであるから、相續税は超過累進法に依つて課税する。

(乙)間接國税

(一)酒。税。清酒、麥酒、その他酒精を含む飲料に課する税を酒税といひ、造石高を査定して、その數量に應じ、酒造業者から徴收する。酒類はその物の性質上、相當重い課税をしても差支がないとの見地から、我が國の税率もかなり重い。(清酒は一石四十圓、麥酒は一石二十五圓)酒税の金額は租税中所得税に次いで多い。

○關稅には、財政關稅として政府が收入を得るために課するものもあり、保護關稅として國內の産業を保護するために課するものもあり、禁止關稅として奢侈品の輸入を禁壓するために課するものもある。

○昭和十二年度から當分の内砂糖消費稅稅率は百斤に付一圓十圓となる。

○昭和十二年度には法人資本稅・外貨債特別稅・揮發油稅・有價證券移轉稅などの新稅が新設された。

(二)關稅。外國から輸入する貨物に對して課する稅を關稅といひ、輸入申告者から徵收する。課稅の方法は貨物の種類に依つて違ひ、或物には從價稅として貨物の價格に依つて課稅し、或物には從量稅として貨物の數量に依つて課稅する。その稅率は一樣でない。

(三)砂糖消費稅。内地で消費する目的で、製造場又は保稅地域から引取られる砂糖糖蜜糖水に對して課する稅を砂糖消費稅といふ。その稅率は砂糖の色相や品質に依つて違ひ、百斤に付一圓乃至九圓五十錢である。

(四)織物消費稅。絹織物・毛織物など高級の織物に對して課する稅を織物消費稅といひ、製造所・稅關保稅倉庫などから之等の織物を引取る際、引受人から徵收する。その稅率は價格の一〇%である。但し、輸出用の織物や自家用の織物には課稅しない。

納稅者の心得

租稅は國家及び公共團體が、その職分を遂行するに必要な經費を支辨する爲に徵收するのであるから、國民が之を負擔するのは當然である。殊に現今は國稅でも地方稅でも、それ〴〵帝國議會道府縣會市町村會などの議決を経て定めたもので、直接間接國民が之に關與してゐるのであるから、國民たる者は國稅たると地方稅たるとを問はず、納稅の義務を嚴守し、自己の所得や純益高を申告すべき義務者は、所定の期限内に精確に申告し、納稅告知書を受取つたときは遅滞なく納入しなければならぬ。若し指定の期限に納稅しないときは、督促を受け、督促手数料・延滞金を徵收され、なほ納入しないときは、財産の差押を受け、競賣に付せられる。滞納者の多いことはその市町村の恥辱であり、滞納者や脫稅者は國民の義務を盡さない非國民の誹を受けても仕方がない。尤も違法又は不當の課稅を命ぜられたときは、一應納入した上で然るべき方

官業

○專賣益金は性質上からいへば消費税のうちに入るべきものである。

法を講ずるがよい。

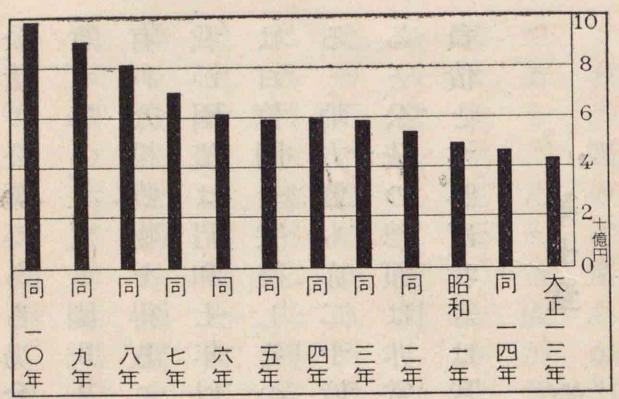
第四節 官業及び公債

官業及び官有財産の収入は、租税収入に次いで重要なものである。凡そ企業は私人の自由經營に任せることを原則とするのに、政府が私人と同様の立場に立つて企業を營むについては、種々の理由がある。例へば、郵便、電信、電話のやうな通信事業は、通信の秘密と精確低廉敏速を期する爲であり、幹線鐵道を國有にしたのは、交通の統一を圖ることが經濟上軍事上必要と認められたからである。煙草、樟腦の製造專賣は國庫の收入を得る爲であり、鹽の專賣は主として配給を圓滑にする爲である。陸海軍に於ける艦船兵器の製造は、民營工場ではよく出來ない爲、又は軍機の秘密を保つ爲であり、貨幣の鑄造、兌換券、官文書の印刷は嚴重な監督を必要とする爲である。又國有林の經營は公益と収益とを圖る爲であり、郵便貯

○國有鐵道の収入は莫大であるが、その會計は特別會計に屬し、主に建設改良の費用に充てられ原則として一般會計に繰入れられない。

公債

○下圖は國債累年比較である。



金簡易生命保險は主として公益を目的とする。官業及び官有財産收入中收入の最も多いものは、專賣局益

金で、森林收入、配當金收入、刑務所收入などが順次之に次いである。國家又は公共團體の金錢債務を公債といひ、之に國債、道府縣債、市町村債などの別がある。公債は定まつた収入だけで經費の不足した場合に起すものであるが、結局償還すべきもので、負擔を後年に繰越すものであるから、舊債の償還又は借替、天災地變の爲の復舊費、戦争や事變の爲に不時に多額の經費を要する場合の外は、道路の開設、學校の建築の如き國民に永久の福利を齎らすべき施設か、鐵道敷設の如き償還の見込の

○最近我が國では歳入の不足を填補する爲に、毎年多大の所謂赤字公債を發行してゐるが、之は現下の非常時局を乗切る爲の非常手段であつて、固より常態ではない。

確實な生産事業を行ふ場合に限るべきである。公債は國家及び公共團體が財政上已むを得ない場合に發行するものであるから、公債の公募がある場合には、餘裕のある者は進んで之に應募すべきである。之は國民として國家に盡す所以であると同時に、確實有利な投資物を得ることもなるのである。我が國債は昭和七年以來急激に増加の趨勢を示し昭和十二年には百億圓を突破し、そのうちには約十四億圓の外債をも含んでゐる。地方債も亦二十億を超過してゐる。さればこの兩者を合せると、公債の總額は非常な巨額に上つてゐる。公債は結局國民の負債とすれば、我等は皆大なる負債を有する譯である。

第七章 海外發展

第一節 我が國の貿易

貿易

我が國の貿易

國際間の商業は、之を外國貿易又は單に貿易といふ。貿易に依つて我が國の生産品が海外市場に進出することは、一種の海外發展である。凡そ各國が貿易を行ふのは、(一)自國に全く生産しないか、又は多少生産するも、比較的生産費を多く要する貨物は、之を外國から輸入して使用するを利とすること、(二)工業生産力の高い國は、その低い國から原料を輸入し、之に加工して新しい貨物となし、更に外國へ輸出して利益を收め得ること、(三)世界の地域的分業の利益を増進することなどに依る。そして貿易が盛になれば、國內産業の發達を助け、國富を増進することは言を俟たない。我が國の貿易は徳川氏の鎖國令の爲に全く立ちおくれの状態にあつたが、安政初年に至り、漸く開國の氣運に向つて、米國を始とし、英佛露蘭諸國との間に貿易が開始された。當時の貿易は横濱神戸長崎新潟函館の五港に限られ、外人は居留地に居住して我が賣

○昭和十年に於ける重要輸出品

植物油	玩具	小麦粉	綿織物	陶磁器	罐詰	器械	鐵及鐵製品	人絹織物	生絲	絹織物
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

(單位百萬圓)

込問屋と取引してゐたもので、之を居留地貿易といふ。明治維新後は開國進取の國是に基き、内地の諸産業を奨励すると同時に、水陸交通の發達を圖り、貿易の障礙であつた不平等條約を改正し、開港場を増加し、金本位制を確立して爲替を安定させ、横濱正金銀行を設立して海外金融の便利を圖るなど、種々の方法を講じて外國貿易の發達を圖つたから、我が國の貿易は躍進の一路を辿るに至つた。そして、明治元年には輸出入總額二千六百餘萬圓に過ぎなかつたのが、同二十五年には一億六千餘萬圓に上り、同三十年には四億二千餘萬圓、同四十年には九億五千餘萬圓、大正六年には十一億九千餘萬圓、同九年には四十四億千餘萬圓、同十四年には實に四十八億圓といふ大記録を作つた。その後一弛の狀態を續けてゐたが、近年になつて再び盛況を呈し、昭和十一年には五十二億圓を突破した。

○同年に於ける重要輸入品

鐵	綿	羊毛	石油	豆类	護謨	木炭	小麥	肥料	菜種	鐵礦
七三	七三	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

(單位百萬圓)

貿易政策

かやうにして我が國の貿易が僅々半世紀の間に長足の進歩をしたことは、世界の驚異の的となつたが、しかし之を英國の百六十億圓、米國の百二十億圓などに比較すれば、なほ甚だしい遜色がある。加ふるに輸出と輸入とが均衡を缺き、明治初期、大正中期、世界大戦當時の外は、常に輸入超過になつてゐる。又輸入品は棉花、鐵材、羊毛、石油、豆类、ゴム、パルプ、木炭、石炭、小麦、肥料などの原料品と必需品とが大部分を占め、輸出品は生絲、綿織物、人絹織物、絹織物、精糖、罐詰、詰陶磁器、雜貨、水産物、茶のやうな文化品が主なものであるから、一朝有事の場合には大いに困難を來すことと思はれる。

國家が貿易に關して採る政策に、自由貿易と保護貿易との別がある。前者は貿易を自然の成行に任せ、國家は之に干渉しない主義であり、後者は自國の産業を保護する目的で、輸入品に對して關稅を課する主義である。輸入品に關稅を課すれば、それだけその物

の價格が騰貴し従つてその生産者を保護することになるが、同時にその物の消費者の負擔を増すことになる。現今世界の大勢は極端な保護貿易主義に傾きつゝあるばかりでなく、貨物の種類に依つては禁止的關稅を課し、輸入の割當制を實施し、外國爲替の國家管理や輸入許可制を採つてゐる。

我が國に於ても、貿易を助長し、輸出入の均衡を圖る爲に、種々の政策を行つてゐる。その主なものは、(一)必要な食料品及び原料品の輸入に對しては、關稅を輕減又は免除するが、その他の貨物の輸入に對しては、保護關稅を課し、(二)信用缺乏の舊市場の維持、新市場の開拓の手段として、輸出補償制度を布き、(三)小輸出業者の陥り易い弊害(信用の薄弱、金融の梗塞、市場開拓の困難、價格の切崩し、粗悪品の輸出、海外の聲價の失墜など)を除く爲に、輸出組合を設立せしめ、(四)戻稅制度を實施して、輸出財貨又はその原料品に對して、既に課した消費稅、輸入稅を輸出に際して拂戻し、(五)輸出入の均衡を圖

る爲に、外國爲替の國家管理を行ふことなどである。なほ通商擁護の爲に多くの國々と通商條約を締結し、樞要の地には領事官を派して、我が商權及び居留民の保護に當らしめてゐる。國民たる者は國家の政策に順應して、産業の發達に精進し、貿易の助長に寄與すると同時に、奢侈贅澤品の使用を慎み、舶來品偏重の弊風を打破し、國産品を愛用し、輸出入貿易の均衡に協力する所がなければならぬ。

輸出補償制度 昭和五年輸出補償法に依れば、本邦で生産した商品を指定地域に宛てて輸出したとき、之に基いて振出された荷爲替手形を買取つた補償契約銀行が、手形不履行によつて被つた損失に對し、政府はその損失の七割を補償する定である。

輸出組合 輸出組合は輸出組合法により同一種類の重要輸出品の輸出業者又は同一市場を目的として商品の輸出を業とする者が、その輸出貿易の振興を圖る爲に、共同の施設をなす目的で設立する組合である。そ

の主な事業は、(一)組合員の取扱ふ商品の委託輸出、輸出の斡旋保管選別包装荷造、その他組合員の營業に關する共同施設、(二)組合の取扱ふ商品の検査、その他必要な取締、又は事業經營に關する制限、(三)海外市場の調査、新販路の開拓、その他組合員の目的を達するに必要な施設、(四)組合員の取扱ふ商品の買取、輸出、組合員に對して資金の貸付、又は組合員の貯金の受入などである。

第二節 移植民と拓殖

移植民と拓殖とは、亦重要な海外發展の策である。移植民とは、拓殖を目的とし、永住の覺悟を以て、郷土を去つて、外國又は外地に移住するをいひ、拓殖とは拓地殖産の意であつて、移植民地に於て單に土地を開墾して農業を營むことだけでなく、資本を投下して商工、鑛業などの企業を營むことをもいふ。移植民を送つて未開の資源を開拓することは、(一)過剩人口の緩和、(二)食糧問題の解決、(三)新市場の開拓、(四)貿易の促進、(五)移民の送金による國際收支の均衡な

移植民と拓殖

ど、諸多の効果を齎らすから、之に依る國家の利益はいふまでもなく、移住者個人としては生活の安定が得られ、移住地側としては未開の富源の開発に依つて國富を増進し、進歩した文化を輸入して啓發される所が多い。されば、移住と拓殖とは全く一石三鳥の共存共榮の舉である。

我が國拓殖の
狀況

北海道・樺太

○北海道には各所に民有の未墾地がある。之を買入れる者には低利資金を年賦償還法で貸付け、買入の斡旋をする。

次に、我が國拓殖の狀況を見るに、北海道に於ては、明治初年の開拓使時代から行はれ、今や北海道の住民は三百餘萬人、耕地の面積は九十四萬町歩に及んでゐるが、なほ開墾豫定地の約二分の一を開墾しただけである。樺太に至つては、既墾地は僅少に過ぎない。されば、北海道や樺太では毎年拓殖の計畫を立て、内地の家族移住を奨励してゐる。即ち北海道では一家族に對し、北海道國有未開地處分法に依る特定地を約五乃至十町歩を無償で貸下げ、許可後半年内に移住し、五年以内に六割以上の土地を開墾した者には、無

○北海道・樺太
などの移住民
には、汽車賃、
汽船賃・手荷
物運賃の五割
引證を下付す
る。

臺灣

朝鮮

償て之を讓與する。なほ移住者には、入地後三百五十圓の補助金を交付し、開墾費の四割以内を補助し、牛馬の購入費の半額を補給する。樺太の移住についても、略之と同様の奨励法が講ぜられてゐる。臺灣は領有以來四十餘年を経過したが、内地人の移住は約二十萬人に過ぎない。臺灣は稻・甘蔗・果樹類茶の栽培を始め、林業・鑛業の方面にも開拓すべき富源がある。朝鮮は本州と略同一の面積を有するが、人口は二千百萬人ばかりであつて、その密度は奥羽地方ぐらゐのものである。現今、内地人の朝鮮在住者は約四十萬人であるが、朝鮮は開墾・干拓に依つてなほ多くの耕地が得られ、稻作・養蠶をはじめとし、果樹・棉・甜菜・亞麻などの栽培も有望であり、北鮮の林業・牧畜業・沿海の水産業、各種の鑛業・商工業にも開拓の餘地があるから、朝鮮人の生活を壓迫するこ

南洋群島

我が移民の状況

となしに、更に多數の内地人が移住し得ることと思はれる。南洋群島は極めて多數の小島に分れ、その總面積が東京府ぐらゐのものであるが、甘蔗・甘蕉の栽培や、漁業・燐鑛の採掘などが行はれ、なほ相當移住の餘地がある。我が移民は、明治十八年官約移民として布哇に送られたのが、その嚆矢である。そして昭和十年十月一日の調査に依れば、海外に在留する内地人は約百十四萬六千人に過ぎない。之では我が國に於ける一箇年の増殖人口ぐらゐの人員であり、之を伊太利が略同期間に千六百萬人の移民を送り、現在なほ六百餘萬人の海外在留者を數へるのに比して、非常な相違である。今海外在留内地人の分布(昭和十年十月一日現在)を洲別にして見ると、最も多いのが亞細亞の四十二萬人で、北米の二十八萬四千人、中南米の二十二萬八千人が之に次ぎ、歐洲(三千八百)と亞弗利加(二百)とは極めて少數であ

伯刺西爾

る。次に國別にして見ると、最も多いのが滿洲國の三十二萬二千人で、北米合衆國の二十六萬三千人(米本國十一萬二千人、布哇十五萬一千人)、伯刺西爾の十九萬三千人、中華民國の五萬六千人が之に次ぎ、祕露(二萬二千人)、比律賓(千人)、加奈陀(二萬人)、蘭領東印度(六千人)、英領馬來(六千人)なども多い方である。

最近まで我が移民が多く渡航したのは、伯刺西爾であつた。伯刺西爾は、未開の廣野と無限の天然資源を包藏して我が移民を歓迎し、土地所有權を與へてゐた。その位置は大部分熱帯であるけれども、高原地帯は氣候が良好であつて、アマゾンの大平原も人の想像するやうな瘴毒地ではなく、棉甘蔗稻などの栽培が可能であり、護謨規那の栽培に適する。現在邦人の多數移住してゐるのはサンパウロ州であるが、こゝでは多く珈琲栽培に従事し、その約三分の一は獨立して農業を營んでゐる。されば、政府は伯刺西爾移住を奨励し、渡航費の全額を補給し、支度金まで給付してゐたが、昭和九

南洋

滿洲國
○なほ拓務省では滿洲移民二十年計畫を立て、百萬家族即ち五百萬人の農業移民を我が國から送らうとしてゐる。

年ブラジルでは憲法を改正して我が移民を制限するに至つたから、今は大なる期待がかけられなくなつた。アルゼンチン、祕露なども有望であらう。

亞細亞に於ては、比律賓の南部でマニラ麻の栽培に従事してゐる多數の邦人があり、英領馬來及び馬來諸邦には護謨栽培、鑛山業で成功してゐる邦人がある。又南洋漁業が有望視され、南洋貿易の開拓も今後一層期待されてゐる。

本邦に近い所には、中華民國や滿洲國や西比利亞がある。殊に滿洲國は面積が内地の約三倍であるに拘らず、人口はその半ばにも達しない。そして、國內には開拓に適する原野も多く、採掘すべき鑛物も多いから、農林牧畜鑛業商工業など、何れも有望である。氣候が悪く、治安が十分維持されてゐないといふ難はあるが、我等は日滿不可分の特殊の關係に鑑み、あらゆる障碍を排除して、滿洲國

海外發展と青年

の開拓に當らなければならぬ。海外に移住して日本の勢力を外國に扶植することは、愛國心の發露である。アングロサクソン人が世界各地に領土を獲得し、世界の覇權を掌握するの實況にあるのは、早く海外に發展したからである。有爲の青年男女は内地に跼蹐することなく、大いに海外に雄飛するの氣概がなければならぬ。そして、一旦移住したならば、堅忍不拔不屈不撓の精神を以て事に當り、彼の地に永住するの覺悟がなければならぬ。

海外發展とは、他國の領土を侵略することではなく、彼の地の富源を開發して共存共榮を圖ることである。「郷に入れば郷に従ふ」といふ諺の通り、外國に在つてはその國の國法國風に従ひ、その國民と調和して生活するを要し、他國民の反感を買ひ、その排斥を受けるやうな行動は慎まなければならぬ。

第八章 國民文化

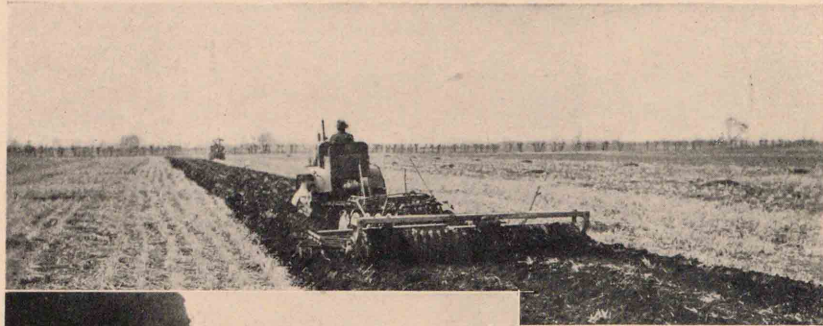
文化

人が生活を豊富にし、その向上改善に役立つやう、工夫考察した成果が文化である。一般の動物はたゞ刺戟のまに／＼動き、現在に生きてゐるだけの、その日暮らしの生存をしてゐるに過ぎないから、何年たつても進歩といふものがない。従つて、動物には文化が見られないけれども、萬物の靈長たる人間は、知能が發達し、理性を有してゐるから、自己の欲求に依つて、精神生活にも物質生活にも、一段進んだよい状態を實現しようと努力する。こゝに文化が生ずるのである。

文化の語は英語では Culture といひ、もと耕作の義であつて、自然の開發利用を指す。即ち自然に人力を加へて作り出した所のものが、やがて文化なのである。但し、それは主として物質的文化であ

物質文化

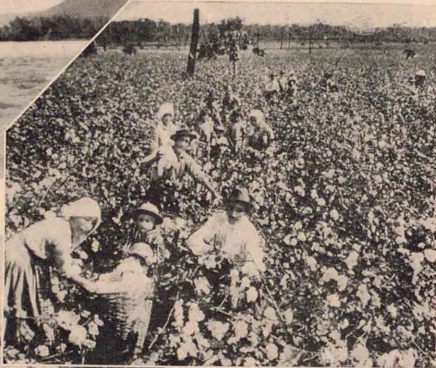
動活の人邦外在



る依にータクラト
(國洲滿)作耕



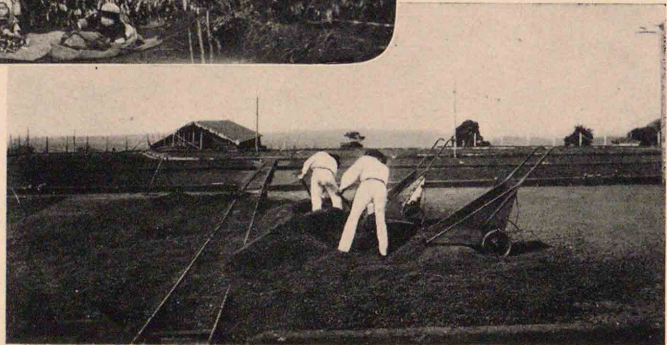
(國洲滿)筏流



(ルジラブ)納收花棉



の實のーヒーコ
(ルジラブ)燥乾



↑
コヒー栽培
(ブラジル)

精神文化

我が國民文化

る。現に我等の意味する文化は、更に廣く且深いものであり、政治
 道德教育學藝宗教のやうな精神文化にも及んでゐる。人はその
 本性に依り、文化の創造を試みて已むことなく、常に進歩向上を志
 しつゝある。故に、現代の文化は過去數千年間の人類努力の結晶
 であり、累積であるが、又將來の大きな飛躍が、そのうちに約束され
 てゐるのである。かやうに、文化は人類の努力に依る歴史的成跡
 であるから、民族や歴史が異なれば、そこに異なる文化の生ずるの
 は當然である。こゝに國民文化が見られるのである。
 凡そ文化は異文化に接すれば、之に刺戟されて急速に進展するも
 のである。我が國は元來亞細亞大陸の東邊に僻在する島國であ
 ったから、支那印度に於て高度の文化が打建てられてゐた頃にも
 我が國には未だ文字がなく、従つて學問がなく、大方は粗衣を纏ひ、
 草葺の掘立小屋に住み、中には穴居生活をしてゐた者もあつたと

我が國固有の
文化

さへいはれる。さればとて、我が國には見るべき文化がなく、人は禽獸にも等しい自然生活をしてゐたものと誤認してはならない。既に萬邦無比の國體を有する獨立國家を建設し、祭政一致の趣旨に依つて政治を行ひ、敬神崇祖の神の道、忠孝一致の國民道德が成立してゐたのは、一點疑ふべからざる事實である。之が、世界に比類のない我が國固有の文化でなくて何であらうか。その後、支那、印度の外來文化に接するや、又よく採長補短、之を同化することの出來たのは、我が國にそれだけの素地があつたからであり、そして遂に我が國獨特の文化を建設するに至つた。之は更に根本的にいへば、我が國民性の優秀な爲でもあるが、偏に天壤無窮の皇運の賜であつて、我等國民の齊しく感激する所である。

我等の祖先は固有の文化を捨てて、外來文化を鵜呑にしたのではない。他國の文化に壓倒されて、自國の文化を失つたのではない。文字を持た

なかつたから、漢學を借りて國字とし、漢文を綴つたが、之を讀むには國語を以てしたが、やがて假名文字を發明して、國學を起した。儒教でも、佛教でも、繪畫でも、彫刻でも、支那・印度などから傳來したものは、我が國體を基礎とし、國情・民情に順應するやうに改善を加へ、そこに日本獨特の國民文化を大成したのである。

我が國に漢學の傳來したのは應神天皇の御代であり、佛教の渡來したのは欽明天皇の御代であつた。そして、聖德太子の聰明慧敏なる、よく儒佛を併せて皇道の羽翼となし、之を實際政治教學の上に活用されたことは、國民文化の開展に一時期を劃したものである。降つて大化の改新に依り、國家施設が大いに整備し、國民文化が更に飛躍した。そのうちに奈良時代に入ったのであるが、當代に於ては、大陸文化が十分に國民文化を粉飾して、正に燦然たる時勢粧を現出した。即ち佛教の興隆普及と、それに伴ふ建築美術

國民文化の展開

工藝などの發達を見てもこのことが分る。又、かの古事記・日本書紀などの編修や、萬葉集の選集などを考へても、國民文化の特色が理解されるであらう。

平安時代

平安時代は古代後期に於ける文化爛熟の時代であり、幾多の學者文人が輩出し、學校には官立の大學・國學の外、弘文院・勸學院・學館院・綜藝種智院などの私立學校も起つた。又この前後に假名の發明が大成され、所謂假名文の發達を促し、遂に國文學が隆盛になつて來た。その代表的作品としては、和歌に勅撰の古今集があり、散文に土佐日記・源氏物語・枕草紙などがある。

なほ佛教は最澄・空海に依り、天台・眞言の二宗が盛になり、専ら國家鎮護と現世利益との主張を以て、大いに民心を收攬し、その勢力の及ぶ所、眞に絶大なものがあつた。但し、當代の末に至つて淨土教の勃興を見るに及んだのは、時代の趨向がおのづから簡明直截な

鎌倉時代

信仰を要求したからである。なほこの時代には、繪畫には藤原隆能・隆親父子の如き名家が出て、土佐派の鼻祖として尊ばれた。又建築に於ける寢殿造も、見遁すことの出来ない國民文化の一面であらう。

更に鎌倉時代に入るや、公家僧侶の外、武士の間にも學問が普及し、平家物語・源平盛衰記などの軍記物が著作されて、武人の嗜好に投じた。又、和歌には優麗な新古今集が勅撰された。運慶・湛慶の彫刻、正宗・吉光・長光の名刀の現れたのも、又時代人心の反映といつてよい。

室町時代

室町時代は戰亂が相繼いで起つたから、學問は僅に僧侶に依つて維持された。和歌は衰へ、連歌・俳諧が興つた。又能樂のやうな綜合藝術が大成したのは、特記すべきことであらう。足利義政は政治を顧みず、風流三昧の生活をなし、爲に時代の風尚を動かし、美術

安土・桃山時代

工藝は一段の進歩を遂げた。雪舟・兆殿・土佐光信は室町美術の巨擘である。又茶の湯・生花などの發達は、我が國民文化に一生面を開いたものといつてよい。

安土・桃山時代は織田・豊臣氏制覇の時代であり、城廓建築に見るべきものがあり、なほ美術工藝に新生面が開拓された。その特徴は潤達であつて、しかも華麗な點にあり、豪華の時勢粧を如實に反映してゐるといへよう。

江戸時代

江戸時代三百年の太平に依つて、我が國民文化は著しい發達を遂げた。徳川家康は、多年の兵亂の後を治めるには文教を興すをよしとし、大いに力を學問教育に注いだ。即ち藤原惺窩を召して書を講ぜしめ、又その門人林羅山を用ひて、幕府の儒官とし、教學獎勵の旨を明かにした。徳川綱吉は又學を好み、湯島に聖堂を建て、傍に昌平黌を興した。幕府の好む所、諸藩も之に倣つて、各地に藩校

が設立され、學問は庶民にも及んで、寺子屋教育が興つた。かやうにして、中央にも地方にも學者が輩出し、うるはしい文化の花が開いた。漢學、國學、詩歌、俳諧、淨瑠璃などは、公家武士ばかりでなく、町人、農民の間にも弘まつた。しかも學問興隆の結果は、我が國體の尊嚴なことが上下に理解され、皇室尊崇の念が高まつて來外國船の渡來、幕末の失政と相俟つて、時勢は明治維新へと急に轉回して來た。なほ江戸時代の美術、工藝のうち、繪畫には狩野派の外に、北齋、廣重、歌麿などの浮世繪が異彩を放ち、染織、漆器、陶磁器も頗る進歩した。

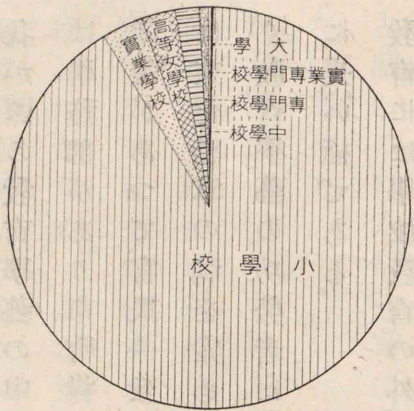
明治以後

明治維新以後は開國進取の國是に則り、知識を世界に求めて大いに皇基を振起することになつた。そして、泰西の文物制度が多く輸入され、教育、學藝、宗教、産業から、風俗習慣に至るまで、専ら彼に倣ひ、勢の赴く所、我が國固有の文化は固より、美風、徳教をさへ閉却す

教育に關する
勅語の御下賜

教育・學藝

るの嫌があつた。しかし、明治十九年には小學校令が制定され、明治二十三年十月三十日には教育に關する勅語が渙發されて、國民教育の採るべき根本方針が確立した。



我が國現今の教育、學藝は、學校に負ふ所が最も多い。學校は小學校令、中學校令、高等女學校令、高等學校令、實業學校令、專門學校令、大學令、帝國大學令などに依り、義務教育たる尋常小學校を

も、その組織及び内容に於ても、歐米列國と比肩するに至つた。獨逸のモルトケ將軍は、普佛戰爭の勝因を小學教育の功績に歸したが、我が國に於ても、日清、日露の兩戰役の勝利は、教育の力であると稱へられた。

凡そ制度は死物であつて、之を活用するのは人にあるから、政治經濟、その他萬般の改良發達の根本は教育にあるといへる。されば、教育の爲には、國家も個人も大いに意を用ひなければならぬ。

我が國の教育學藝の中樞機關は文部省である。そして、道府縣には學務部があり、市町村にもその係がある。民間には各種の教育團體があつて、官民一致協力して、その改善進歩を圖つてゐる。曩に文化勳章の制を定め給ひ、武勳ある軍人に金鷄勳章を賜はる如く、教育學藝の功勞者に之を授與し給ふことになつたのは、まことに畏い極である。

教育には學校教育の外に、學校教育の基礎をなす家庭教育があり、又學校教育を補充する社會教育がある。博物館圖書館はいふまでもなく、映畫ラヂオ圖書新聞雜誌の類が、人の修學修養に及ぼす影響は極めて大なるものである。されば、政府は常に之が指導獎

家庭教育

社會教育

我が國の宗教

勵監督を怠らないのであるが、我等は亦之を善用する所がなければならぬ。人の生活には不安が伴ふから、神佛に祈願して安心立命を得ようと望むのは、人情の常である。故に、何時の世、何れの國にも、宗教のない所はない。

我が國民は由來敬神崇祖の美風があり、神社はその現れである。勿論現今神社は、制度の建前では宗教以外のものとなつてゐるが、國民が神社を崇敬する心持態度に至つては、宗教以上のものでなければならぬ。之が惟神の道。即ち我が國傳統の神道である。更に幕末頃から追々に樹立された各種の教派神道がある。之は純然たる宗教であり、概ね惟神の道に基いてゐるが、特殊の宗旨行事を有し、教祖教典に依つて支配されるものである。佛敎傳來當時は、神佛の信仰に關して多少の相剋を見たが、聖徳太

教派神道

佛敎

子は、佛教の長所を認めて篤く之を信仰され、その後次第に一般の信仰を得るに至った。次いで奈良時代には鑑真・行基、平安時代には最澄・空海などの名僧が出て、鎮護國家を旨とし、社會事業にも力を盡した。殊に空海は本地垂迹説を唱へ、我が固有の神祇も佛菩薩も、結局は同じであるとした。かやうにして、神佛混淆の状態を呈したが、之は明治維新の際、神佛分離を行ふ頃まで、續いたのである。鎌倉時代には法然・親鸞・一遍・日蓮等が輩出して、大いに新佛教が勃興した。之等の新宗派は、皆その基礎を國民生活の上に置いたものであり、従つて普く庶民の信仰する所となつて、廣く民間に弘まつた。この頃又榮西・道元に依り、臨濟宗・曹洞宗などが傳へられた。之等は禪宗の流派であるが、何れも自己鍛鍊に依つて悟道に入ることを旨とするのであるから、専ら武士の間に行はれ、武士道の大成に少からず功があつたといはれる。

基督教

基督教は、天文十八年宣教師フランシスコ・ザヴィエルに依つて、始めて薩摩に傳へられたのであるが、その後九州の大友有馬大村の諸侯の尊信を得、漸次九州に弘まつた。又織田信長は僧侶の横暴を抑へようとの意圖があり、その爲に基督教を迎へて、京都に南蠻寺を建立させた。かやうにして、基督教は一時諸方に傳播し、その信徒は數十萬に上つたが、豊臣秀吉はその弊を察して、之が禁止に努めた。

更に徳川家光の時に及び、天主教徒の島原の亂に鑑みて、之を嚴禁し、以後全くその跡を絶つに至つた。明治維新後は信教の自由が認められ、布教の自由を得たので、年と共に盛になつた。なほ佛教は明治維新後、廢佛毀釋の運動の爲に甚だしい抑壓を蒙つたが、間もなくその事が己んだのである。

今や我が國に於ける宗教は右に述べたやうに、教派神道・佛教・基督

信教の自由

教を主とし、その分野は、信徒數から見れば、佛教約四千五百萬人、教派神道約千七百萬人、基督教約二十七萬人と稱せられる。信仰は人の内心から起る欲求で、宗教は根強く人心を支配するものであるから、國法を以て國民の信仰の自由を拘束しても、徒に紛争を起し、治安を亂すだけで、その効果は擧らない。されば、現今では、何れの國も信教の自由を認めてゐる。帝國憲法第二十八條に、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定してゐる。従つて、國民はこの法の範圍内に於て、如何なる宗教を信ずるも、又如何なる宗教を布教するも自由であるが、かやうな場合にも、我等は常に日本人たるの立場を忘れてはならぬ。

凡そ宗教を信ずる者は、安心立命の境涯を得、常に希望と感謝とを以て平和の生活を送り、その事をなすや、不屈不撓、勇往邁進するこ

正しい宗教生活に入れ

とが出来る。古來偉業を成し遂げた人々は、多くは強い信仰心を有し、死生を超越して奮闘したのである。しかし、感情の赴く所、時として迷信に陥り、又は偏見狹量、他宗派を排斥したり、他人の信仰に干渉したりするやうな弊を生ずることがある。我等はこゝに思を致し、正しい宗教生活に入らなければならぬ。政府は宗教監督の爲に、教派神道では教規、佛教では宗制につき、文部大臣の認可を受けさせ、又教派神道、佛教、基督教は何れも地方長官の監督を受けることになつてゐる。

國民文化の發展

之を要するに、我が國民文化は亞細亞大陸との交通が開けるに至り、支那、印度の文化と接觸して、異常の發達をなしたが、明治維新後、泰西の文物制度の輸入に依つて、再び飛躍的に進展し、今や我が國は文化國家となり、世界有數の大國として推されてゐる。

我が國は一等國といはれるが、果して文化國家として歐米諸國に比して

文化國家

遜色がないであらうか。例へば、科學にしても、近來は我が國民に依つて有力な研究が發表され、種々の發明も行はれてゐるが、今日の代表的の物質文化は、一として歐米人の研究發明にかゝらないものはない。我が國が維新後急に發展したのは、西洋文化を攝取したからである。近來日本精神を高調する餘り、西洋文化を輕視し、科學の研究を忽にするの言動をなす者があるが、之は大いに戒めなければならぬ。又國民の宗教生活に於ては、昔よりも却つて退歩してゐるのではなからうか。國民は今もなほ深く迷信に捉はれてゐる事實があり、淫祠邪教の類が跡を絶たないではないか。我等は決して慢心してはならぬ。

第九章 國防と國交

第一節 國防

世界には約十九億の住民があつて、六十有餘の國家を建ててゐるが、それ／＼民族が違ひ、従つて歴史、風俗、習慣、言語を異にし、宗教道

徳思想感情も異なつてゐるから、相互に意思の疏通を缺き、感情の衝突を來す虞がある。殊に現代は交通の發達に伴ひ、通商貿易が盛に行はれ、國際的の經濟的競争が激甚になり、その結果、利害問題などで紛争を生ずる機會が多くなつた。

固より我等は、國際生活に於ても共存共榮を本義とし、正義人道を基調として、列國と協調親和を圖らなければならぬ。しかし、國內の生活に於てさへ、往々誤解を生じ紛争を起すことがあるくらいだから、國際間に於て紛争を醸すことのあるのは、實に已むを得ない。かやうな場合にも、成るべく平和的手段に依つて解決を圖るのが望ましいのである。後に説く國際聯盟の如き、紛争調停の國際機關が設けられ、不戰條約の如き一切の紛争紛争を平和的手段に依るの外、處理又は解決しないといふやうな條約を締結したのは、之が爲である。しかし、超國家といふものはないのであるから、

我が國防方針

兵役

どうしても平和に解決することが出来ない場合には、最後の手段として干戈相見えるも亦已むを得ない。之を事實に徴するも、人類の歴史あつてこの方嘗て戦争の絶えたことはないのである。軍備を充實して國防を堅くすることは、我が國威・國光の保持、國策の遂行、國土の防衛、海外領土の保全に必要なばかりでなく、正義の主張を貫徹し、外交を有利に導いて戦争を未然に防ぎ、産業貿易の發達に資するものである。我が國防方針として内外に宣明してゐるのは、他國を脅威せず、しかも自國を防衛するに十分な兵力量を備へることであつて、實に穩當の主張である。

封建時代には兵馬の權は武門に歸し、國防にはたゞ武士階級の者のみが當つてゐたが、明治六年兵制を改革して古制に復した。即ち今は徴兵制度であり、兵役法の定める所に依れば、十七歳から四十歳までの帝國男子はすべて兵役に服する義務がある。戸主は、

○下表第二補充兵役年限は、特に海軍第一補充兵役終了者に限り、十一年四月とされてゐる。

兵役に關する我等の覺悟

その家族のうちに徴兵適齡の者があれば、所定の期間に適齡届を本籍地の市町村長に提出し、所定の日に徴兵検査を受けさせる。検査の成績は、甲種・乙種^(第二)・丙種・丁種・戊種の五種に分け、甲・乙・丙の三種を合格者とし、丁種を不合格者とし、戊種は兵役の適否不明の者として翌年再検査を行ふ。甲・乙二種の合格者は抽籤で、現役兵又は補充兵^(第二)に編入する。抽籤に漏れた者と丙種合格者とは、直ちに國民兵に編入する。

今、兵役の種別と服役年限とを表示すれば、右表の通りである。

我が大日本帝國は萬世一系の天皇が統治し給ふ國で、肇國以來悠

兵役	
常備兵役	現役……………陸軍二年、海軍三年。
後備兵役	豫備役……………陸軍五年四月、海軍四年。
補充兵役	第一補充兵役……………陸軍十二年四月、海軍一年。
	第二補充兵役……………陸海軍共十二年四月。
國民兵役	第一國民兵役……………後備兵役・被教育補充兵役終了者。
	第二國民兵役……………以上の外の者十七歳—四十歳。

悠幾千年、嘗て外國の侮を受けたことがない。されば軍人になつて兵役に服し、一朝有事の場合己が身命を捧げて皇國の爲に奉公するのは國民たる者の義務であり、家門の譽である。近時、壯丁の體位が低下したと聞くが、之はゆゑしい大問題である。我等は常に保健衛生に意を用ひ、身體検査に合格し、天晴帝國の軍人となつて、奉公の誠を致さなければならぬ。又入營して規律正しい軍隊生活を營むときは、おのづから身體が強健になり、言語態度は引締まり、協同生活に必要な諸徳の實踐に依り、おのづから人物が出来て來るから、處世上、修養上、自己の爲に益する所も極めて大なるものがある。

今日の戦争は、體力、心力、財力など、全國力の大小に依つて勝敗が決められる。故に、一旦緩急あるとき、第一線に立つて戰鬥に従事するのは軍人であるが、その他の者も各、その持場々々にあつて全力

國防と國力

國家總動員

を傾注し、所謂國家總動員で之に當らなければならぬ。國家總動員とは、戦時に際して、軍事はいふまでもなく、産業、教育、學術、交通などあらゆる機關を平時の態勢から戦時の態勢に移することである。前後五年に互る世界大戰に於て、歐洲諸國は實際の必要上之を行つて、戦争を有利に導くことに努めた。我が國に於ても、資源調査法や軍需工業動員法などに依り、國家總動員の計畫を立ててゐる。

今や軍備に關し無條約時代に入つた。今日の國際狀勢に鑑み、國防の完備を圖ることは喫緊の急務である。我が國の豫算に於ても、その約半額は軍事費が之を占めてゐる状態である。艦船兵器の進歩と兵力量の増大とに依り、戦時の場合、之に要する軍費の如何に莫大なるかが想像される。固より戦争は避けるに越したことはないが、國力の均衡が破れると戦争を誘發する虞があるから、

戰爭に勝つ爲には勿論、戰爭を避ける爲にも、軍備を充實して置くことが緊要である。されば、我等は舉國一致平時に於ては自己の職業に精進して、國力の充實に資する所あるべく、戰時に於ては國家總動員の趣旨に従つて、それらの措置を誤らないやう心掛くべきである。

第二節 國交

人は孤立して生活することが出来ないやうに、國家も亦孤立して存在することは出来ない。殊に現今は交通が発達し、彼我の往來が容易になつて、眞に世界比隣の觀を呈して來た。又我等の經濟生活も、自給自足の經濟から國民經濟になり、更に世界經濟に進んで來た。即ち各國は地域的分業に依つて生産をなし、通商貿易に依つて有無相通じ、そして世界を一體とする經濟を營むやうになつた。されば、共存共榮の本義からいふも、人類文化の進展の上か

國交

國際親善の實際

らいふも、國交を修め、國際親善を圖ることが肝要である。國交を修め、國際親善を圖る爲には、國內に於ける法律の如く、國際間に於ても、各國の準據すべき規範がなければならぬ。そこで、國際法を制定又は認定し、條約を締結して、各國は之を遵守してゐる。又條約國の間では、互に外交官を派遣して、外交上の交渉に當らしめ、意志の疏通を圖つてゐる。

國際協力

國際間の交際を親善にし、人類の福祉を増進し、世界の平和を保持するには、單に國際間に親善關係を持続するばかりでなく、更に一歩を進めて國際協力の必要がある。この目的を以て、交通に關しては萬國郵便條約、國際電氣通信條約などが締結され、戰時に關しては萬國農事協會、各國商工會議所の會合、萬國工業所有權保護同盟などが設けられ、又國際的の學術會議、國際衛生委員會、萬國博覽

○國際聯盟
○世界大戰に於ては、聯合側が二十八箇國、同盟側が五箇國で、戦死者千三百萬人、直接戦費三千七百十四億圓であつた。

會なども、屢、各地に開催されるやうになつた。國際聯盟は世界大戰の慘禍に鑑み、將來かやうな戦争の再び起らないやうにしようといふ趣旨で設けられたもので、國際協力中最も大規模なものである。

國際聯盟の行ふ主要な事業を左に掲げる。

(甲) 世界永遠の平和を確保するために、(一) 各國の軍備を最小限度に縮小すること、(二) 國際紛争の起つた場合には、聯盟自ら之を調停して平和に解決させるか、又は和蘭ヘーグに設けられてある常設國際仲裁裁判所、又は常設國際司法裁判所の裁判に附すること、(三) 規約を無視して戦争を始めた國に對しては、經濟封鎖を行ひ、場合に依つては武力を以て制裁すること。

(乙) 國際協力を促進し人類共同の福利を増進するために、(一) 國際條約の整理及び管理を行ひ、一切の條約を聯盟に登録すること、(二)

自立し得ない民族は文明國に委任して統治すること、(三) 労働者の爲に労働條件を改善すること、(四) 婦女、兒童の賣買禁止、(五) 阿片、その他有害藥物の取締、(六) 武器彈藥の取引の取締など。

國際聯盟の中央機關は聯盟總會、聯盟理事會及び聯盟事務局である。聯盟總會は聯盟の議決機關であり、聯盟理事會は聯盟の執行機關であり、聯盟事務局は聯盟の事務を掌る常設機關である。

この外國國際聯盟には、國際労働機關として労働總會、労働理事會、労働事務局があり、法律問題殊に國際條約の解釋又は適用に關して國際紛争の起つた場合には、之を司法的に解決する機關として前に述べた常設國際司法裁判所がある。我が國は、昭和六年に起つた滿洲問題の處理に關して、聯盟と所見を異にし、昭和八年三月聯盟に對して脱退の通告を發したから、昭和十年三月には全く聯盟と手を分つに至つた。されば、聯盟の取り上げる政治問題には一切關係しないことになつたけれども、文化問題に關しては協力を惜しむものでなく、聯盟脱退後も引續き國際労働會議な

國交と國民

國民外交

どには代表を送つてゐる。

國防が軍人のみの任務でないやうに、國交も亦外交官のみの任務でない。即ち現今は所謂國民外交の時代であつて、國民の輿論が外交上にも反映するのであるから、國民は國交に關しても正しい見解を持つてゐなければならぬ。凡そ戦争は、國民の憎惡の念が増長した極に發生することが多いのであるから、我等は國際正義の精神を基調とし、互に信義を守り、友誼を厚うし、國民相互の諒解と感情の融和とを圖ることが肝要である。又經濟問題に關しても、相互の利權を尊重し、門戶解放機會均等主義を以て臨むべく、徒に外國人を排斥し、自國民のみの利益を圖るべきでない。要するに、國際道徳も社會道徳の延長で、共存共榮がその根柢をなすものである。

國際聯盟脱退
後の覺悟

前にも述べた通り、我が國は國際聯盟を脱退したけれども、之は我

が正義を擁護する爲の已むを得ない處置である。我等は國際聯盟脱退に關する詔書の聖旨を奉體したとひ聯盟は脱退しても、世界各國との國交には變りがないのであるから、苟も東亞に偏して友邦との交誼を疎かにすることなく、嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ以て世界の平和、人類福利の増進に協力する所がなければならぬ。

第十章 我が國の使命

世界文化の二
大系統

東洋文化

世界の文化には二大系統がある。一は東洋文化であり、一は西洋文化である。東洋文化はガンヂス河の流域に起つた佛教を中心とする印度文化と、黄河楊子江の流域に起つた儒教を中心とする支那文化とが、その代表である。印度文化は東漸して支那に入り、支那文化と合流し、更に東漸して我が國に入つて來た。そして、東

西洋文化

洋文化はその發祥地たる支那、印度に於ては既に退化又は滅亡したものであるにも拘らず、我が國に於て保存され、改善され、整理されて、日本獨特の國民文化を建設するの資料となつた。現在に於て、東洋文化の代表は我が國民文化であるといつて差支ない。又西洋文化はナイル河畔に起つた埃及文化と、チグリス・ユーフラト兩河の流域に起つたバビロニア・アッシリヤの文化とが淵源となり、猶太に起つた基督教と共に西遷して歐洲に入り、遂に近代の西洋文化を生み出した。

大體に於て東洋文化は精神的情操的な所に特質があり、西洋文化は物質的、理智的な所に長所がある。その結果、西洋には科學の發達を來し、近世の初期に於て發明、發見が相次いで行はれ、産業組織を改革して國富を増進し、封建政治を廢して中央集權となし、國力を強大にし、各國が競つて侵略的海外發展政策を採つて領土を獲

東洋文化・西洋文化の特色

世界の趨勢と日本

得した爲に、今や世界の大部分は西洋文化の光に浴するやうになつた。

試に地圖を開いて見よ。六大洲中、五大洲までは完全に白人の支配下に在るではないか。僅に残つてゐる亞細亞洲も、印度、安南、緬甸は既に亡び、廣大な西比利亞及び中央亞細亞は侵略され、獨立國たる暹羅、イラク、土耳其は國勢振はず、老大國支那はこの頃漸く統一に近づいてゐるが、未だ文化國家たる資格なく、國內利權は諸外國に占められてゐるものが少くない。

この間にあつて、我が帝國は肇國以來、悠々幾千年、萬世一系の皇室を戴き、光輝ある國史を有してゐる。中頃に至り、徳川時代二百年の鎖國は、世界文化の潮流に棹さすの時機を失ひ、徒に極東に蟄伏した譯であつたが、明治維新に依り、開國進取の國是を以て泰西の文物制度を輸入するや、國運隆々として進展し、日清、日露の兩戰役

我が國運の隆昌

を経て、益、その地歩を高めた。そして、かの世界大戦が起るや、日英同盟の好を以て聯合國側に加擔し、戰爭を有利に導いた。今や我が國は世界七大強國、三大海軍國の一として、東洋平和確立の使命を荷ひ、東亞の一角に儼然たる存在を示してゐるのは一大偉觀ではないか。

つらく、現下の國際情勢を察するに、政治上にも經濟上にも思想上にも不安の氣が漂つてゐる。今、世界資源の分配状態を見るに、英米佛蘇蘭白などの舊進國は廣大な領土と利權とを領有し、豊富な資源を有するに反し、日獨伊などの新進國は、人口が稠密で、國民生活上又は産業經濟上物資の需要が大なるにも拘らず、領土狭く、且資源の缺乏に悩んでゐる。然るに、前者に屬する諸國は現狀維持を以て世界の平和を永久に維持する所以であるとなし、やがて大いに伸びんとする新進國との間は、おのづから對立關係を呈せ

國際情勢

我が國四隣の現狀

ざるを得ない。又一方には、大體自由主義の政治を行つてゐる英米一國一黨で獨裁的フアツシヨの強力政治を行つてゐる獨伊共產主義の蘇聯、人民戰線の名に依つて統一する社會主義の佛國などの間に越えがたい隔たりのあるのも、自然の歸趨であり、従つて相互の間に政治上にも思想上にも、協調を缺くことの多いのは、亦已むを得ない。之が爲に、列國は財政の困難をも省みず、競つて軍備を擴張し、自國本位の貿易政策を行つて、國際通商の自由を阻害し、その結果國際關係は益、惡化しようとする傾向がある。又近く我が國四隣の現狀を観るに、隣邦支那にあつては、外蒙古は既に赤化して蘇聯の勢力下であり、西域地方も將に蠶食されようとし、英米には多くの利權を提供してゐて、餘り意に介しないものの如く、しかも同文同種の隣邦たる我が國に對しては、排日侮日を事としてゐる。なほ北境の蘇聯は、極東に過大の軍備を整へ、滿蘇

國境には事故が頻出してゐる。遠く太平洋を隔てた米國と我が國とは政治上にも經濟上にもさしたる利害の衝突はなく傳統的親善關係を續けてゐるが、その軍備の大擴張と、太平洋方面に於ける大艦隊の常駐とは、必ずしも好感を以て迎へられるものではない。英國は我が舊同盟國で政治上親善關係にあるのであるが、我が通商に依る海外發展は、支那及び英國領に於て利害の相反する場合がある。英國が東洋艦隊を強化し、新嘉坡に壯大な軍港を築造してゐるが、その眞意は那邊にあるであらうか。近時我が國に於て、非常時準戰時などの叫が高く、朝野を擧げて國力の充實と國防の完備に汲々としてゐるが、現下の我が國情と四隣の形勢とに鑑み、眞に已むを得ない所である。

この時に於て、我が國の使命とする所は何であるか。今その主なものを擧げれば、(一)滿洲國を開發して健全な發達を遂げさせるこ

我が國の使命

○昭和十二年七月以來の支那の國の頑迷に原因するものであり、之を膺懲してその本來の姿に歸らしめることは、我が國の大なる使命の一である。

我等の覺悟

と、(二)支那の迷夢を破り、之と相提携し、同國の産業を發達せしめ、資源を開發し、有無相通ずること、(三)かくして日滿支一體となつて、東洋永遠の平和を確保し、延いては世界の平和に寄與すること、(四)東洋文化と西洋文化とを醇化して、理想的の我が國民文化を建設し、世界文化の進展に貢獻することなどであらうと思ふ。

我が國が之等の重大な使命を達成することは、容易の業ではない。我等は先づ我が國の實力を充實させなければならぬ。今日は最も實力を尙ぶ時代である。國家にして實力がなければ、國際正義を全うすることも出來ず、如何に正しい國策も使命も、之を達成するに途がない。そして、國家の實力は畢竟國民の體力・心力・財力の總和である。然らば、我が國民の體力・心力・財力は、世界列強に比して果して遜色がないであらうか。この事を思ふと、我等は決して安閑としてはゐられない。宜しく時局の困難にして我が使命の



廣島商船
迎次郎